

# 三重県国民健康保険広域化等支援方針

## 【案】

平成 22 年 12 月

三 重 県

# 《目 次》

## 本 編

第 1 基本的な事項	1
第 2 三重県の市町国保の状況	2
第 3 市町国保の運営の広域化又は財政の安定化を図るための施策	6
・別紙① 三重県の国保及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費の将来見込み	12
・別紙② 国保連合会における保険者事務共同処理事業の取組状況等	13
・別紙③ 保険財政共同安定化事業拡大の試算表	16
・別紙④ 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の概要(現行)	18
・別紙⑤ 目標収納率の設定	19

## 資 料

資料 1 市町国保における被保険者数の推移	22
資料 2 市町国保及び後期高齢者医療制度の被保険者の年代別人数(平成 21 年度)	23
資料 3 市町国保における世帯主の職業別構成割合	24
資料 4 平成 21 年度市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)	25
資料 5 平成 21 年度市町別前期高齢者・一般・退職被保険者加入割合	26
資料 6 平成 21 年度市町国保における年代別一人当たり費用額	27
資料 7 平成 21 年度市町国保における被保険者数と医療費の割合	28
資料 8 市町国保及び後期高齢者医療制度の被保険者の年代別一人当たり費用額(平成 21 年度)	29
資料 9 市町国保における医療費の推移(一般+退職)	30
資料 10 国保医療費(国保組合分を含む)に占める生活習慣病(新生物を含む)の割合(平成 22 年 5 月診療分)	31
資料 11 平成 21 年度市町国保被保険者一人当たり国保保険料(税)調定額	32
資料 12 市町国保における国保被保険者一人当たり保険料(税)調定額の状況	33
資料 13 平成 21 年度市町別現年度分国保料(税)収納率(一般+退職)	34
資料 14 市町国保保険者別保険料(税)収納率(現年度分)の状況	35
資料 15 市町国保の被保険者一人当たり調定額及び現年度分収納率の推移	36
資料 16 平成 21 年度市町別滞納繰越分国保料(税)収納率(一般+退職)	37
資料 17 市町国保保険者別保険料(税)収納率(滞納繰越分)の状況	38
資料 18 収支差引額と繰入金・繰越金等の状況(県内全市町計)	39
資料 19 平成 21 年度市町別収支決算状況表	40
資料 20 平成 22 年度市町国保における保険料(税)に関する一般状況	41
資料 21 平成 22 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【医療給付費分】	42
資料 22 平成 22 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【後期高齢者支援金分】	43
資料 23 平成 22 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【介護納付金分】	44
※参考(その 1) 三重県市町国保広域化等連携会議設置要領	45
※参考(その 2) 支援方針の策定までの経過	46

# 三重県国民健康保険広域化等支援方針(案)

平成22年12月 日  
三重県

## 第1 基本的な事項

### 1 策定の目的等

#### (1) 国民健康保険制度の意義

三重県（以下「県」という。）では、総合計画「県民しあわせプラン」のなかで「安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造」を、めざすべき社会を実現するための五つの柱のうちの一つとしている。これを受けたて第二次戦略計画において、「適正な医療保険制度の確保」を基本事業として掲げ、国民健康保険の被保険者が、必要な時に、必要な内容の保険給付を適切に受けられる社会の実現をめざしている。

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であって、国民皆保険の最後の砦ともいえるものであり、病気や怪我の際に適正な負担で良質な医療給付を県民に提供するための基盤をなす制度として、まさしく県民の安心な生活を支えるものである。

#### (2) 国民健康保険制度が抱える問題点と課題

もともと、国民健康保険の運営の単位が市町村であることから、小規模保険者が多数存在し、こうした小規模保険者では財政運営が不安定となりやすい傾向にある。加えて、急激な高齢化の進展、就業構造の変化、長引く景気の低迷等により、市町村が運営する国民健康保険には、医療に対する需要が大きい高齢者や保険料（税）の負担能力の低い低所得者が多く加入しているため、安定的な運営が難しくなってきている。

他方、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険料（税）は市町村ごとに定めるため、同じ所得で同じ世帯構成であっても住んでいる市町村が異なれば負担額も異なり、被保険者が不公平感を抱く事態も見受けられる。

こうした問題点については、県内の市町が運営する国民健康保険（以下「市町国保」という。）も同様に抱えており、財政運営の安定化、保険料（税）

や医療費の格差の是正、収納率の向上などが大きな課題となっている。

### (3) 策定の目的

上記課題に対応するため、これまで国において、高額医療費共同事業の拡充、保険財政共同安定化事業の展開、保険基盤安定制度に係る国庫負担の暫定措置、財政安定化支援事業の実施などの対策が実施されてきた。

しかし、今後さらに少子高齢化が進展する中で、市町村国保が抱える課題の解消をめざし、また、今後の医療保険制度について、将来、地域保険として一元的運用を図るために、市町村の国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化を一層推進することが必要である。

この三重県国民健康保険広域化等支援方針（以下「支援方針」という。）は、市町国保の置かれた状況を踏まえつつ、収納対策、赤字解消対策を支援するとともに、保険財政共同安定化事業の拡充、県単位での保険料（税）の平準化、保険料（税）算定方式の統一などを推進することにより、市町国保の運営の広域化や財政の安定化を図ることを目的として、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき、県が主体となって策定するものである。

## 2 対象期間等

この支援方針が対象とする期間は、策定の日から平成25年3月31日までとする。

また、今後の国民健康保険制度をめぐる制度改革等に応じて、適宜必要な見直しを行う。

## 第2 三重県の市町国保の状況

### 1 被保険者

#### (1) 被保険者数

平成21年度に市町国保に加入する被保険者数は、491,082人である。【資料1(22頁)参照】

また、市町国保と後期高齢者医療制度の被保険者全体を100%とした場合の年代別割合は、60歳から74歳までの被保険者が全体の40.38%を占めており、市町国保の被保険者が高齢化していることを示している。【資料2(23頁)参照】

#### (2) 被保険者の職業

平成 21 年度において、市町国保に加入する被保険者の職業別割合は、農林水産業 3.6%、その他自営業 15.4%、被用者 32.8%、その他職業 6.6%であるのに対して、無職が 41.7%を占めている。全国の傾向と同様に、市町国保の被保険者に占める無職の割合は大きくなっている。【資料 3(24 頁)参照】

## 2. 医療費

### (1) 被保険者一人当たり費用額

平成 21 年度における市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)は、全市町平均で 293,746 円である。

市町別でみると、最高額は 351,544 円、最低額は 242,340 円であり、その格差は 1.45 倍となっている。【資料 4(25 頁)参照】

市町間におけるこのような格差は、住民の健康状態、年齢構成、医療提供体制、保健事業をはじめとした医療費適正化対策への取組などの違いによって生じていると思われる。

そして、市町国保被保険者のうちで前期高齢者一人当たり費用額は全市町平均で 445,404 円であり、市町国保被保険者一人当たり費用額の全市町平均を大きく上回っている。【資料 6(27 頁)参照】

この結果、市町国保被保険者のうちで前期高齢者は、人数では全体の 35.0%を占めるに止まるのに対して、医療費では全体の 53.0%を占めるに至っている。【資料 7(28 頁)参照】

また、平成 21 年度において被保険者に占める前期高齢者の割合が高い上位 5 市町全てが、一人当たり費用額(一般+退職)の順序においても上位 7 位以内に入っている。【資料 4(25 頁)及び資料 5(26 頁)参照】

なお、後期高齢者一人当たり費用額は 765,586 円であり、高齢になるにつれて医療に対する需要が強まり、必要な医療費も大きくなっている。【資料 6(27 頁)及び資料 8(29 頁)参照】

※ 「退職」とは、国保被保険者のうち、現役時代は被用者保険に加入し退職後国保に加入了した本人や、その被扶養者であることにより、退職者医療制度の対象となっている者を指し、「一般」とは、それ以外の国保被保険者を指す。

なお、退職者医療制度は、平成 20 年 4 月の法改正により廃止されたが、経過措置として、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象に存続している。

### (2) 医療費の伸び率

市町国保(一般+退職)の医療費は、毎年増加している。各年度における対前年度伸び率は、平成 17 年度 8.6%、平成 18 年度 4.3%、平成 19 年度 6.0%、平成 20 年度 2.6%、平成 21 年度 2.3%である。【資料 9(30 頁)参照】

この主な原因是、高齢化による医療に対する需要の増加や医療技術の進歩に伴う医療の高度化などによると考えられるが、他方で、このような医療費の増加は市町国保の財政を圧迫する要因になっている。

### (3) 生活習慣病と医療費

平成 22 年 5 月診療分において、悪性新生物を含む生活習慣病の医療費は、医療費全体の 37.5% を占めている（国民健康保険組合分を含む）。【資料 10(31 頁) 参照】

医療費の増加を抑制するためには、特定健康診査及び特定保健指導といった対策により生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めるとともに、がん検診をはじめとしたがん対策の充実が必要不可欠である。

## 3 保険料(税)調定額及び収納率

### (1) 被保険者一人当たり保険料(税)調定額

平成 21 年度における市町国保被保険者一人あたり保険料(税)調定額は、全市町平均で 97,015 円である。

市町別でみると、最高額は 116,249 円、最低額は 63,764 円であり、その格差は 1.82 倍となっている。【資料 11(32 頁) 及び資料 12(33 頁) 参照】

また、平成 12 年度における市町国保被保険者一人あたり保険料(税)調定額は 79,608 円であったので、これと比較すると、平成 21 年度は 1.22 倍に増加している。【資料 15(36 頁) 参照】

### (2) 保険料(税)収納率

平成 21 年度における市町国保の現年度分保険料(税)収納率は、全市町平均で 88.82% である。

市町別でみると、最も高い市町の収納率は 96.41% であり、反対に、最も低い市町の収納率は 84.89% である。【資料 13(34 頁) 及び資料 14(35 頁) 参照】

また、平成 12 年度には 93.44% であった全市町平均の現年度分収納率が、毎年低下してきたことにより、平成 21 年度には 88.82% にまで落ち込んでいる（平成 20 年度に大きく落ち込んだのは後期高齢者医療制度の開始の影響によるものである）。【資料 15(36 頁) 参照】

このように、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加する一方で、低所得である被保険者の増加や長引く不況の影響により収納率が低下し、被保険者間において負担の不公平が生じている。

なお、平成 21 年度における市町国保の滞納繰越分保険料(税)収納率は、全市町平均で 13.94% である。

市町別でみると、最も高い市町の収納率は 29.89%であり、反対に、最も低い市町の収納率は 7.21%であって、市町間での格差は大きい。【資料 16(37 頁)及び資料 17(38 頁)参照】

#### 4 市町国保の收支状況

市町国保 29 団体のうちで、単年度実質収支差引額が赤字の市町数は、平成 18 年度 19 団体、平成 19 年度 27 団体、平成 20 年度 18 団体、平成 21 年度 23 団体となっている。

また、平成 21 年度には、1 保険者で形式収支差引額が赤字に陥っている。

【資料 18(39 頁)及び資料 19(40 頁)参照】

医療費の増加の一方で、低所得の被保険者の増加や収納率の低下などにより保険料(税)収入が伸びないことから、市町の国保財政は非常にひっ迫している。

※ 形式収支差引額：歳入歳出差引額をいう。

単年度実質収支差引額：

収入から一般会計(その他)繰入金、前年度からの繰越金及び基金からの繰入金を、また、支出から前年度繰上充用金をそれぞれ除き再計算する等により算出した収支状況をいう。

#### 5 医療費の将来の見通し

市町国保被保険者と後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費の将来の見通しについては、別紙①(12 頁)のとおりである(一人当たり医療費の伸び率を 1.5%と、また、後期高齢者医療制度が平成 37 年度まで存続するとし、75 歳以上の者は全て後期高齢者医療制度の被保険者になると仮定して試算している。)。

試算結果によると、平成 21 年度において、市町国保被保険者と後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費の総額は、3,110.90 億円であるが、16 年後の平成 37 年度には、4,746.59 億円となり、金額で 1,635.69 億円、率にして 152.6%増加する。

これは、医療技術の高度化とともに、75 歳未満の市町国保被保険者の数は少子化の影響によって減少し、特に 65 歳以下の被保険者が大きく減少する一方で、一人当たりの医療費が大きい 75 歳以上の被保険者数は急激に増加することによるものである(75 歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者は、平成 21 年度の 217,900 人から、平成 37 年度には 319,788 人にまで増加(101,888 人の増、増加率は 146.8%)。

この医療費の増加に対して、市町国保の被保険者は、現役世代が減少し、

無職・低所得が大部分である高齢者の割合が増加することから、保険料(税)の上昇は避けられず、負担能力の限界も近くなっている。このため、特定健康診査・特定保健指導など健康保持・増進による医療費適正化対策など保険者としての取組や支援方針に基づく広域化によって運営の安定を図ると同時に、市町国保の構造的問題を解決するための公費の拡充や保険制度全体についての抜本的な検討が必要となっている。

### 第3 市町国保の運営の広域化又は財政の安定化を図るための施策

#### 1 総論

市町国保の運営を広域化するに当たっては、各市町国保において医療費適正化対策、収納対策、赤字解消対策などを実施することが必要であり、各市町が積極的に取り組むよう県として支援していく。

また、その財政の安定化を図るためにには、保険財政共同安定化事業の拡充、県単位での保険料(税)の平準化、保険料(税)算定方式の統一などに取り組むことが必要であり、これらの項目について、県は市町や三重県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と協力しながら、実現に向けて検討を進める。

#### 2 事業運営の広域化等

##### (1) 現在の状況

従来から、国保連合会は、共同電算処理システムの開発をはじめ、保険者の事業運営の効率化に取り組んできた。

現時点で、既に国保連合会で行われている市町国保の事業運営の広域化に資する取組は、別紙②(13頁から15頁まで)のとおりである。

##### (2) 今後の方針

県では、平成22年8月に、各市町に対して、広域化や共同実施を希望する事業について、アンケート調査を行った。

その結果によると、とりわけ、滞納対策に関して、個々の市町では専門的知識が不足するため、広域化又は共同実施の要望が多かった。また、医療費適正化の観点から後発医薬品の利用を推進する取組や、特定健診の受診率向上のための取組についても要望があった。

今後、広域化又は共同実施に向けて各市町間で合意がなされたものについて、取組を進めていく。

<参考>アンケート調査において要望があった事項

1 保険者事務関係

- ・ 被保険者からの問い合わせに対応するコールセンターの設置

2 医療費適正化関係

- ・ 医療費通知の共同実施
- ・ 後発医薬品差額通知の共同実施
- ・ レセプト点検の共同実施

3 収納対策関係

- ・ コンビニ収納の共同実施
- ・ マルチペイメント・ネットワーク・システムの共同導入
- ・ 滞納整理事務の共同実施
- ・ 未納者対策のためのコールセンターの設置

4 保健事業関係

- ・ 休日等における特定健診実施施設の共同設置
- ・ 未受診者対策のためのコールセンターの設置

※ マルチペイメント・ネットワーク・システム：

各種収納機関と金融機関を結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する、さまざまな決済に関わるデータを転送するためのインフラであり、これを利用することにより、税金などを、金融機関の窓口のほか、ATM やインターネットバンキングを利用して支払えるようにし、同時に支払情報（消し込み情報）が収納機関に通知されるというサービスなどの提供を受けることができる。

3 財政運営の広域化（保険財政共同安定化事業の拡充）

(1) 基本的な考え方

保険財政共同安定化事業（別紙④（18頁））については、対象となる医療費の額を、現在の1件30万円より引き下げるほど保険財政の県単位化が進み、また、拠出方法については、医療費実績割の割合を現在の50%より引き下げるほど県単位での保険料（税）の平準化が進むことから、基本的には、これらの方向で見直しを行う。

(2) 今後の方針

保険財政共同安定化事業の拡充の内容や実施時期については、今後、さらに必要な試算を行い、どのように事業を拡充することが県の状況に合致しているか、市町と十分に意見交換を行い、市町の理解を得たうえで決定する。

また、市町間で医療費や所得の格差が大きいほど、対象医療費を引き下げ

た場合の保険料(税)に与える影響が大きくなることから、保険財政共同安定化事業を拡充する際には、激変緩和のため、必要に応じて、三重県国民健康保険調整交付金(以下「県調整交付金」という。)を活用していく。

<参考>今回行った試算結果（詳細は別紙③(16頁及び17頁)）

- 1 医療費割の割合を変更せず、対象となる医療費の額のみを、現在の1件30万円超から20万円超または10万円超に引き下げた場合。

	(30万円超)	(20万円超)	(10万円超)
拠出超過市町数	13団体	14団体	15団体
拠出超過額最高	5,157円/人	6,776円/人	7,319円/人
交付超過額最高	10,843円/人	9,397円/人	10,086円/人

- 2 対象となる医療費の額を変更せずに、医療費割の割合を50%から25%または0%まで引き下げ、その分所得割を考慮した場合。

	(医療費割50)	(医療費割25)	(医療費割0)
拠出超過市町数	13団体	8団体	11団体
拠出超過額最高	5,157円/人	4,089円/人	8,955円/人
交付超過額最高	10,843円/人	9,302円/人	15,750円/人

#### 4 県内の標準設定

##### (1) 基本的な考え方

将来、県単位で統一の保険料(税)率等を設定するためには、収納率の向上と格差の是正、赤字の解消、標準的な保険料(税)算定方式などの統一が必要である。

その環境を整えるため、県は国保連合会と協力しながら、市町に対して積極的に支援していく。

##### (2) 収納率目標

そもそも、医療費は、保険料(税)、公費及び一部負担金でまかなわれるのが原則である。したがって、被保険者に、適正な額の保険料(税)の負担を求めることが必要である。

しかし、収納率は年々低下しており、平成21年度における現年度分収納率(一般+退職)の県平均は88.82%で90%を割り込んでいる。また、規模に差があるとはいえ、最も高い市町の収納率と最も低い市町の収納率の差は10ポイント以上となっている。【資料13(34頁)、資料14(35頁)及び資料15(36頁)参照】

このため、市町国保の財政の安定化を損なうだけでなく、県内の被保険者間に不公平を生じている。そこで、県全体で収納率の向上に努めるとともに、特に、市町間での収納率の格差を縮小することが必要である。

このような観点から、別紙⑤(19頁から21頁まで)のとおり、目標収納率を定めるとともに、市町の取組に対する県調整交付金の交付や国保連合会が実施する「徴収アドバイザー派遣事業」の派遣等による支援を行う。

### (3) 赤字解消の目標年次

平成21年度において、形式収支差引額が赤字となっている市町は1団体であり、また、単年度実質収支差引額が赤字となっている市町は23団体である。【資料18(39頁)及び資料19(40頁)参照】

市町国保の県単位化に向けた環境を整備するためには、法定外繰入や前年度繰上充用を解消し、各市町において国保財政の健全化を図る必要がある。

このため、該当市町は、赤字となった理由、法定外繰入や前年度繰上充用を行った原因を分析し、このような状況を解消するための方策や目標年次を、県と協議しつつ検討していくこととする。

### (4) 標準的な保険料(税)算定方式・応能応益割合など

#### ① 平成22年度の状況

ア 保険料方式は10市町、保険税方式は19市町が採用している【資料20(41頁)参照】

イ 賦課(課税)方式について、4方式は23市町、3方式は6市町が採用している。また、2方式を採用している市町は存在しない。【資料20(41頁)参照】

※ 4方式とは、保険料(税)の賦課(課税)方式のうちで、所得割、資産割、個人別均等割及び世帯別平等割にあん分して賦課(課税)する方式をいい、3方式は、所得割、個人別均等割及び世帯別平等割にあん分して賦課(課税)する方式をいい、2方式は、所得割及び個人別均等割にあん分して賦課(課税)する方式をいう。

ウ 医療給付費分において、応能割合が55%を上回る市町は2団体あるが、45%を下回る市町は存在しない。【資料21(42頁)参照。なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、資料22(43頁)及び資料23(44頁)参照】

#### ② 検討の方向

ア 県では、平成22年8月に、各市町に対して、標準的な保険料(税)算定方式や応能応益割合などについて、アンケート調査を行った。

その結果、応能応益割合を 50 対 50 にすること、賦課（課税）限度額は法定額（上限額）を採用することについて、ほぼ異存は無かった。

賦課（課税）方式については、4 方式を 7 市町、3 方式を 16 市町、2 方式を 6 市町が支持し、3 方式に対する支持が最も多かった。

また、2 方式についても、後期高齢者医療制度の保険料（税）算定方式が 2 方式であること理由として一定の支持があり、4 方式の資産割については、固定資産税の二重課税ではないかという指摘、他の自治体にある固定資産には賦課（課税）できないことから生ずる不平等感、共有の場合の事務処理の煩雑さ、といった問題点が挙げられた。

イ 今後は、アンケート結果から、賦課（課税）方式については 3 方式、応能応益割合については 50 対 50、賦課（課税）限度額については法定額（上限額）として、現状を前提に県全体で一本化した場合に保険料（税）はどの程度になるか、国保連合会において「保険料（税）算定マニュアル」を用いて試算を行い、標準的な保険料（税）算定方式などについて検討していく。

## 5. 県調整交付金及び三重県国民健康保険広域化等支援基金の活用

### （1）県調整交付金

県調整交付金については、保険財政共同安定化事業を拡充する際に保険料（税）の急激な変動が生じないように用いるほか、平成 23 年度からは、支援方針に沿って、市町の取組に対して支援していく。

### （2）三重県国民健康保険広域化等支援基金

三重県国民健康保険広域化等支援基金については、これまでどおり保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業として、保険料（税）の激変を緩和するための貸付事業などに用いる。

また、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 35 号）などが施行され、広域化等支援基金について、支援方針の作成に係る調査研究又は支援方針に定める共同事業の調整などの経費に充てるため、基金の運用収益及び都道府県が基金の他の事業に支障がないと認める範囲内において、取り崩して使用することができることとされたので、必要に応じて、有効に活用していく。

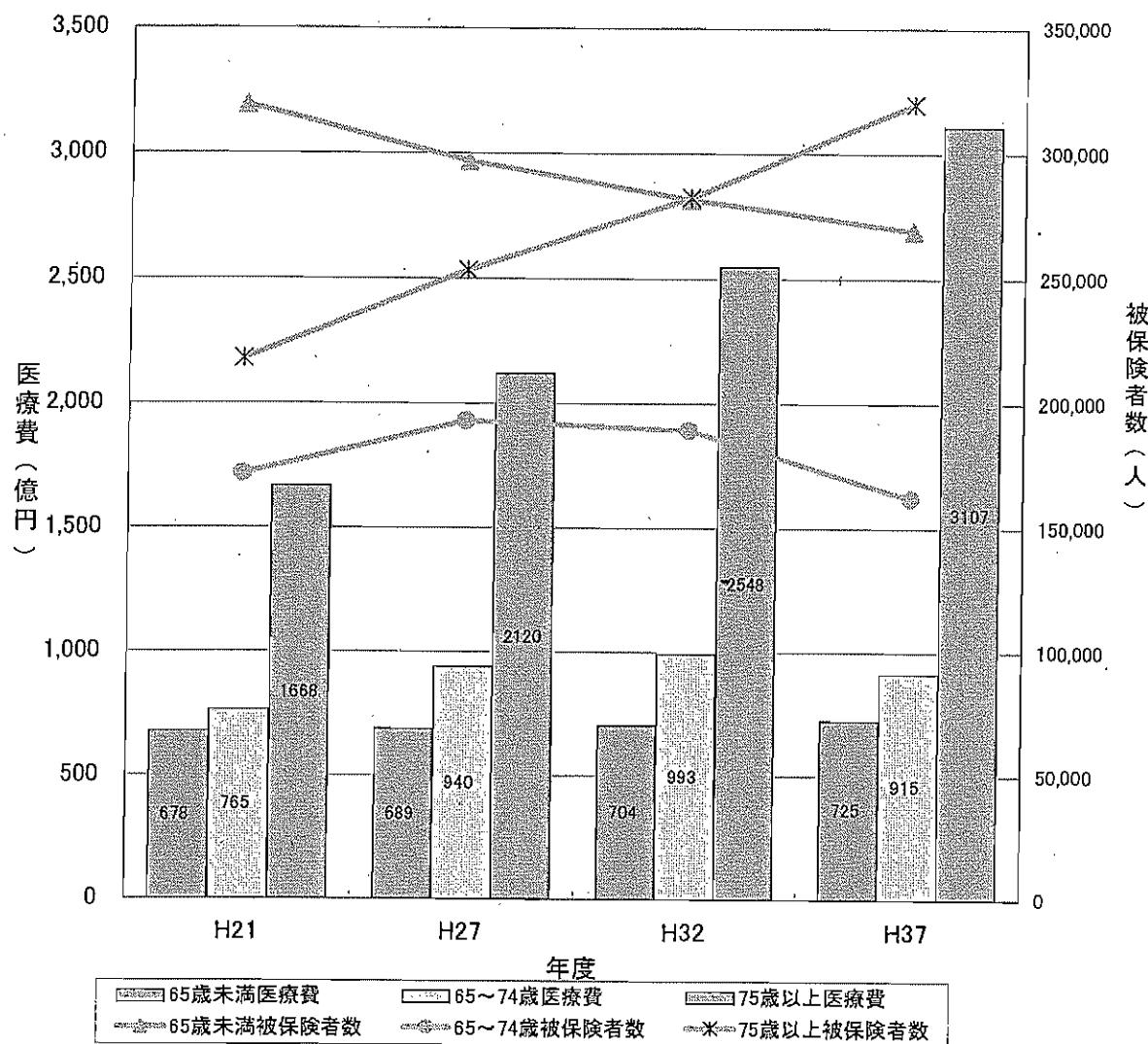
## 6. 県、市町及び国保連合会相互間の連絡調整

### （1）市町や国保連合会との意見交換や情報共有が必要不可欠であるため、適宜、三重県市町国保広域化等連携会議を開催する。また、必要があれば、市町

国保主管担当課長会議などを開催する。

(2) 市町に対して、収納(滞納)対策、医療費適正化対策などに関し、研修会を開催する。

## 三重県の国保及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費の将来見込み



## 三重県の国保及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費の将来見込み

		2009	2015	2020	2025	伸び(2009→2025)		
		H21	H27	H32	H37	増減	伸び率	
国保及び後期高齢者 医療制度の被保険者 に係る医療費	医療費総額(億円)	一人当たり(円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)		
	65歳未満(国保)	677.56	212,180	688.63	703,57	724,60	47,04	106.9%
	65～74歳(国保)	764.98	445,404	940.09	992,81	914,91	149,93	119.6%
	小計	1,442.54		1,628.72	1,696,38	1,639,51	196,97	113.7%
	75歳以上(後期)	1,668.36	765,656	2,119.86	2,547,54	3,107,08	1,438,72	186.2%
国保及び後期高齢者 医療制度の被保険者 に係る医療費	合計	3110.90		3748.58	4243.92	4746.59	1635.69	152.6%
	人	人	人	人	人	人		
	65歳未満(国保)	319,333	296,813	281,499	269,113		▲ 50,220	84.3%
	65～74歳(国保)	171,749	193,028	189,228	161,870		▲ 9,879	94.2%
	小計	491,082	489,841	470,727	430,983		▲ 60,099	87.8%
三重県将来推計人口	75歳以上(後期)	217,900	253,208	282,463	319,788		101,888	146.8%
	合計	708,982	743,049	753,190	750,771		41,789	105.9%
	千人	千人	千人	千人	千人			
	65歳未満(国保)	1,418	1,318	1,250	1,195			
	65～74歳(国保)	226	254	249	213			
三重県将来推計人口	小計	1,644	1,572	1,499	1,408			
	75歳以上(後期)	216	251	280	317			
	合計	1,860	1,823	1,779	1,725			

① 一人当たり医療費の伸び率を 1.5% として試算

・H17～21年度の全国の伸びの平均値で、高齢化による影響分は除いた数値

・平成22年10月25日開催の第11回高齢者医療改革会議で国が示した試算に用いた数値

② n年後の医療費 = (H21一人当たり医療費) × 一人当たり医療費の伸び率のn乗 × n年後の加入者数

③ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口』(平成19年5月推計)の数値であり、この推計による都道府県の人口の合計は、平成18(2006)年12月に公表した『日本の将来推計人口』(死亡中位・出生中位)に合致。

④ 国保被保険者数の見込みは、平成21年度の年度平均被保険者数と平成21年10月の三重県の年齢別人口との比率により算定。

⑤ 75歳以上(後期)には、後期高齢者医療に加入している65～74歳の者を含む。また、後期高齢者医療制度の被保険者一人当たりの医療費は事業年報(確定見込値)を使用。

## 国保連合会における保険者事務共同処理事業の取組状況等

項目番号	事業名	事業内容
保険者事務関係		
1	高額療養費支給事務(支給申請書の作成、償還額集計表作成等)	国保連合会は、保険者等が行う事務の効率化を図るため、保険者事務電算化共同処理事業を実施している。 高額療養費関係帳票は、新共同電算システムで作成し、電子帳票により保険者へ毎月提供を行う。
2	事業月報・事業年報による各種統計資料の作成	事業月報・事業年報は、保険者クライアントの事業月報報告システムで入力したデータをネットワークで送信し、国保連合会が作成することで事務処理の迅速化・効率化を図る。
3	国庫補助金等関係事務	事業月報・事業年報データ等から補助金等申請基礎資料を作成し、保険者における国庫補助金等申請事務の軽減を図る。また、医療費推計を作成し、予算編成時の参考資料を作成する。
4	退職被保険者の確認事務	退職被保険者の迅速かつ適正な把握を行うため、日本年金機構及び共済組合から提供される年金受給権者一覧表と国保被保険者マスターとの突合により、勧奨対象者のリスト等を作成し、市町に提供する。 また、退職被保険者の被扶養者に係る適用の適正化事務を行うため、退職被扶養者疑該当者のリスト等を作成し、市町に提供する。
5	高額介護合算療養費支給事務	新共同電算システム・後期高齢者医療広域連合システム・介護保険審査支払等システムとの連携を図り、算定対象期間（毎年8月～翌年7月の12ヶ月・但し平成20年度は16ヶ月）の自己負担額を対象とした、仮算定処理（勧奨データ作成処理）及び本算定処理（支給額算定処理、自己負担額情報作成処理）を実施する。
6	保険者からの申請に基づくデータ提供	保険医療機関から毎月請求される診療報酬明細書（レセプト）について、電算処理することによりレセプト情報等データの作成を行い、保険者からの申請に基づき情報提供を行う。
7	国保被保険者カード証の作成	国保被保険者証は毎年10月1日が県下一斉更新であることから、国保連合会の共同処理によりカード被保険者証の作成を行う。
8	「国保のしおり」「臓器提供意思表示用リーフレット」の共同発行	「国保のしおり」 国保被保険者向けPR冊子を作成し、共同発行を行う。 (内容) ・国保制度の仕組み ・保険料(税)収納率向上 ・健康づくり 等 「臓器提供意思表示用リーフレット」 (社)日本臓器移植ネットワークが作成するリーフレット 及び保護シールについて共同発行を行う。

項目番号	事業名	事業内容
医療費適正化策関係		
9-1		<p>1. 画像レセプトの保存・管理        (1) 医科・歯科・調剤レセプト（レセ管での取扱い）        (2) 保存期間（5年間）</p> <p>2. レセプト管理システムの運用・保守及び安全管理</p> <p>3. ネットワークに係る電算機器・専用通信回線の運用・保守及び安全管理</p>
9-2	レセプト点検の共同実施	<p>1. レセプト管理システムによる給付確認事務        (1) 帳票による給付確認事務        ①給付確認結果表        ②入院・入院外（総合病院診療科目）受診状況確認リスト        ③診療報酬と調剤報酬との突合審査用参考リスト        ④医療給付状況突合確認リスト（医療と介護の給付調整）        (2) 横欄・縦覧点検        (3) 「再審査申出登録一覧表」作成と電子帳票による提供</p> <p>2. 医療機関からの再審査申出登録事務</p>
9-3		<p>1. 新共電による資格修正        (1) 被保険者資格（修正）のお知らせ</p> <p>2. 新共電からの資格関係帳票の作成と電子帳票による提供        (1) 資格確認結果表        (2) 退職者医療資格確認結果表        (3) 退職者医療確認リスト        (4) 資格確認結果表（限度額適用区分）        (5) 高齢受給者レセプト負担区分チェックリスト        (6) 資格確認結果表（75歳到達時特例対象療養分）</p>
10	重複受診やコンビニ受診などの防止キャンペーン	国保被保険者に対する広報事業の一環として、重複受診やコンビニ受診などの防止啓発による医療費適正化事業を行う。
11	医療費適正化に関する研修会の実施	生活習慣病等を予防するため、医療費データ及び特定健診データを有効活用した医療費分析等の研修事業を保健事業担当職員を行うことで、保健事業と医療費への効果について分析・評価し効果的な保健事業を展開する。
12	第三者行為（交通事故）損害賠償請求業務の実施	保険給付を行った事由が、交通事故など第三者の行為によって生じたものについて、第三者に損害賠償の請求を行う。
収納対策関係		
13	口座振替の促進キャンペーン	保険料（税）の収納率向上を目的に、口座振替を促進するための広報事業を行う。
14	収納担当職員等研修会の実施	徴税吏員が、滞納整理を行うために必要とする知識の習得を目的とした講義形式の研修会を開催する。
15	徴収アドバイザーの派遣	徴収アドバイザーを設置し、現場の意識改革と収納率の向上を図るために助言・指導を行う。
16	保険料（税）算定マニュアルによる適正賦課の支援	厚生労働省保険局国民健康保険課及び国民健康保険中央会が開発したソフトについて普及、促進を行い保険者事務の効率化に資することを目的とした研修会を開催する。

項目番号	事業名	事業内容
保健事業関係		
17	特定健診・特定保健指導の受診率向上策	特定健診・特定保健指導の受診率向上を目的に、マスメディア等を利用した広報キャンペーンを行う。
18	地域組織活動における保健活動支援事業	生活習慣病予防や高齢者の生きがい・社会参加を促進するため、既存組織活動等の展開を支援することにより、市町保健事業の一層の充実強化を図る。
19	医療費適正化支援モデル事業	レセプトデータ、健診データの分析を行い被保険者の生活習慣病に関する実態と課題等の地域性を明確にし、保健事業を効果的な施策に結びつけるための助言を行うとともに、在宅保健師等を活用し訪問指導等を支援する。
20	保健担当職員に対する研修会の実施	制度・実施体制・方法及び医療費データ等の分析や評価などについて研修を行うことにより、保健事業の効率的・効果的な運用を図る。
21	専門家の派遣（連合会保健師、在宅保健師）	保健事業対策を積極的に推進するため保健・福祉部門との連携の強化を図るとともに、保険者の要請に基づき保健師を派遣し保健活動事業を支援する。
保険財政共同安定化事業関係		
22	高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の実施	市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、各市町国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担の調整を図る。

## 保険財政共同安定化事業拡大の試算表(その1)

市町村 保険者名	被保険者数	所得額 (千円)	交付額 (円/人)	対象医療費が30万円超の場合						対象医療費が20万円超の場合						
				医療費割50 被保険割50 (現行 平成21年度実績値)		被保険割50 所得割50		医療費割25 被保険割50 所得割25		医療費割50 被保険割50		被保険割50 所得割50		医療費割25 被保険割50 所得割25		
				提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	提出額 (円/人)	提出超過額 (円/人)	
津市	69,198	710,812	33,682	33,183	▲ 499	33,650	▲ 32	33,417	▲ 265	38,125	37,311	▲ 814	37,877	▲ 248	37,594	▲ 531
四日市市	71,360	779,905	31,766	31,745	▲ 21	35,320	3,554	33,533	1,767	35,913	35,848	▲ 65	39,757	3,844	37,802	1,889
伊勢市	34,711	661,280	34,179	32,974	▲ 1,205	32,467	▲ 1,712	32,721	▲ 1,458	37,286	36,881	▲ 405	36,545	▲ 741	36,713	▲ 573
松阪市	43,731	688,536	31,628	35,911	4,283	33,879	2,251	34,895	3,267	38,133	40,460	2,327	38,134	1	39,297	1,164
桑名市	31,309	872,847	35,545	32,492	▲ 3,053	37,420	1,875	34,956	▲ 589	38,363	36,528	▲ 1,835	42,120	3,757	39,324	961
鈴鹿市	46,237	748,658	33,685	32,080	▲ 1,605	34,317	632	33,198	▲ 487	37,957	36,129	▲ 1,828	38,627	670	37,378	▲ 579
名張市	18,270	590,808	25,519	28,044	2,525	30,070	4,551	29,057	3,538	28,770	31,634	2,864	33,847	5,077	32,741	3,971
尾鷲市	6,161	531,910	38,787	40,351	1,564	30,014	▲ 8,773	35,183	▲ 3,604	44,193	45,071	878	33,784	▲ 10,409	39,427	▲ 4,766
亀山市	10,042	671,366	35,078	31,741	▲ 3,337	32,371	▲ 2,707	32,056	▲ 3,022	38,078	35,629	▲ 2,449	36,438	▲ 1,640	36,033	▲ 2,045
鳥羽市	8,506	655,112	35,426	35,361	▲ 65	33,141	▲ 2,285	34,251	▲ 1,175	38,791	40,082	1,291	37,304	▲ 1,487	38,693	▲ 98
熊野市	6,695	536,232	40,485	42,245	1,760	30,195	▲ 10,290	36,220	▲ 4,265	44,623	47,085	2,462	33,988	▲ 10,635	40,537	▲ 4,086
いなべ市	9,701	769,574	38,259	33,492	▲ 4,787	34,561	▲ 3,698	34,028	▲ 4,233	43,963	38,162	▲ 5,801	38,902	▲ 5,061	38,532	▲ 5,431
志摩市	20,117	589,203	30,778	35,935	5,157	31,773	995	33,854	3,076	33,809	40,585	6,776	35,764	1,955	38,175	4,366
伊賀市	23,154	683,162	34,398	35,390	992	33,891	▲ 507	34,640	242	40,232	40,151	▲ 81	38,148	▲ 2,084	39,149	▲ 1,083
木曽岬町	2,036	943,483	30,590	29,813	▲ 777	39,545	8,956	34,679	4,089	32,212	33,057	845	44,513	12,301	38,785	6,573
東員町	5,355	740,736	41,305	30,462	▲ 10,843	33,544	▲ 7,761	32,003	▲ 9,302	43,573	34,176	▲ 9,397	37,757	▲ 5,816	35,966	▲ 7,607
菰野町	9,336	727,292	32,303	30,242	▲ 2,061	33,428	1,125	31,835	▲ 468	36,674	34,142	▲ 2,532	37,627	953	35,885	▲ 789
朝日町	1,622	922,430	41,576	35,549	▲ 6,027	38,191	▲ 3,385	36,870	▲ 4,706	45,543	39,571	▲ 5,972	42,988	▲ 2,555	41,280	▲ 4,263
川越町	3,063	938,473	32,303	31,826	▲ 477	38,809	6,506	35,318	3,015	33,482	36,189	2,707	43,684	10,202	39,937	6,455
多気町	3,994	616,480	34,740	35,158	418	31,181	▲ 3,559	33,169	▲ 1,571	37,506	39,484	1,978	35,098	▲ 2,408	37,291	▲ 215
明和町	5,844	693,973	36,231	34,794	▲ 1,437	33,465	▲ 2,766	34,129	▲ 2,102	40,434	38,980	▲ 1,454	37,668	▲ 2,766	38,324	▲ 2,110
大台町	2,944	609,393	34,662	36,445	1,783	31,369	▲ 3,293	33,907	▲ 755	41,018	40,803	▲ 215	35,309	▲ 5,709	38,056	▲ 2,962
玉城町	3,824	706,786	31,814	30,250	▲ 1,564	32,710	896	31,480	▲ 334	33,565	34,286	721	36,818	3,253	35,552	1,987
度会町	2,359	638,939	29,597	30,341	744	32,293	2,696	31,317	1,720	32,990	34,282	1,292	36,350	3,360	35,316	2,326
御浜町	3,330	504,610	37,696	37,901	205	28,754	▲ 8,942	33,327	▲ 4,269	44,050	42,153	▲ 1,897	32,365	▲ 11,685	37,259	▲ 6,791
紀宝町	3,999	493,361	35,014	38,801	3,787	28,896	▲ 6,118	33,848	▲ 1,166	39,922	42,949	3,027	32,525	▲ 7,397	37,737	▲ 2,185
大紀町	3,329	540,697	46,127	44,136	▲ 1,991	30,377	▲ 15,750	37,256	▲ 8,871	49,836	49,045	▲ 791	34,193	▲ 15,643	41,619	▲ 8,217
南伊勢町	5,890	556,334	42,456	44,939	2,483	31,241	▲ 11,215	38,090	▲ 4,366	45,666	50,522	4,836	35,185	▲ 10,521	42,844	▲ 2,842
紀北町	5,771	559,988	41,505	44,690	3,185	30,593	▲ 10,912	37,642	▲ 3,863	47,520	49,913	2,393	34,436	▲ 13,084	42,174	▲ 5,346

- ①上記の試算は、平成21年度の実績値をもとにして行っている。  
 ②現行は、対象医療費が30万円超の場合で、医療費割:被保険者数割 = 50:50である。  
 ③提出超過額欄において▲がついている数値の保険者は、交付額が提出額を上回っている。反対に▲がない数値の保険者では、提出額が交付額を上回っている。  
 ④被保険者数欄の数値は、平成21年度の年間平均被保険者数である。ただし、被保険者数割を算定するための被保険者数は、平成19年度の被保険者数を用いている。  
 ⑤所得額は、平成19年度調整交付金の交付額の算定の基礎となる基準総所得金額(賦課期日現在・一般被保険者分)を用いて算定している。

## 保険財政共同安定化事業拡大の試算表(その2)

市町村 保険者名	被保険者数	所得額 (千円)	対象医療費が10万円超の場合						
			交付額 (円/人)	医療費割50 被保険者割50		被保険者割50 所得割50		医療費割25 被保険者割50 所得割25	
				拠出額 (円/人)	拠出超過額 (円/人)	拠出額 (円/人)	拠出超過額 (円/人)	拠出額 (円/人)	拠出超過額 (円/人)
津市	69,198	710,812	40,233	39,321	▲ 912	39,957	▲ 276	39,639	▲ 594
四日市市	71,360	779,905	37,965	37,869	▲ 96	41,940	3,975	39,904	1,939
伊勢市	34,711	661,280	39,360	38,876	▲ 484	38,552	▲ 808	38,714	▲ 646
松阪市	43,731	688,536	40,178	42,712	2,534	40,229	51	41,471	1,293
桑名市	31,309	872,847	40,325	38,509	▲ 1,816	44,433	4,108	41,471	1,146
鈴鹿市	46,237	748,658	40,019	38,097	▲ 1,922	40,748	729	39,422	▲ 597
名張市	18,270	590,808	30,831	33,481	2,620	35,706	4,875	34,579	3,748
尾鷲市	6,161	531,910	46,197	47,380	1,183	35,639	▲ 10,558	41,510	▲ 4,687
亀山市	10,042	671,366	39,984	37,516	▲ 2,468	38,439	▲ 1,545	37,977	▲ 2,007
鳥羽市	8,506	655,112	41,159	42,292	1,133	39,352	▲ 1,807	40,822	▲ 337
熊野市	6,695	536,232	46,747	49,484	2,737	35,854	▲ 10,893	42,669	▲ 4,078
いなべ市	9,701	769,574	46,262	40,189	▲ 6,073	41,038	▲ 5,224	40,614	▲ 5,648
志摩市	20,117	589,203	35,823	43,142	▲ 7,319	37,728	1,905	40,435	4,612
伊賀市	23,154	683,162	42,474	42,417	▲ 57	40,243	▲ 2,231	41,330	▲ 1,144
木曽岬町	2,036	943,483	33,937	34,784	847	46,957	▲ 13,020	40,871	▲ 6,934
東員町	5,355	740,736	46,236	36,150	▲ 10,086	39,830	▲ 6,406	37,990	▲ 8,246
菰野町	9,336	727,292	39,060	35,951	▲ 3,109	39,693	633	37,822	▲ 1,238
朝日町	1,622	922,430	47,921	41,477	▲ 6,444	45,349	▲ 2,572	43,413	▲ 4,508
川越町	3,063	938,473	35,285	38,153	2,868	46,083	10,798	42,118	6,833
多気町	3,994	616,480	40,022	41,722	1,700	37,025	▲ 2,997	39,373	▲ 649
明和町	5,844	693,973	42,498	41,161	▲ 1,337	39,737	▲ 2,761	40,449	▲ 2,049
大台町	2,944	609,393	42,713	42,969	256	37,248	▲ 5,465	40,109	▲ 2,604
玉城町	3,824	706,786	35,788	36,307	519	38,840	3,052	37,574	1,786
度会町	2,359	638,939	34,374	36,056	1,682	38,346	3,972	37,201	2,827
御浜町	3,330	504,610	45,767	44,348	▲ 1,419	34,143	▲ 11,624	39,245	▲ 6,522
紀宝町	3,999	493,361	41,673	44,919	3,248	34,311	▲ 7,362	39,615	▲ 2,058
大紀町	3,329	540,697	52,167	51,406	▲ 761	36,070	▲ 16,097	43,738	▲ 6,5429
南伊勢町	5,890	556,334	47,445	53,069	5,624	37,096	▲ 10,349	45,083	▲ 2,362
紀北町	5,771	559,986	49,916	52,479	2,563	36,327	▲ 13,589	44,403	▲ 5,513

①上記の試算は、平成21年度の実績値をもとにして行っている。

②現行は、対象医療費が30万円超の場合で、医療費割：被保険者数割 = 50:50である。

③拠出超過額欄において▲がついている数値の保険者は、交付額が拠出額を上回っている。反対に▲がない数値の保険者では、拠出額が交付額を上回っている。

④被保険者数欄の数値は、平成21年度の年間平均被保険者数である。ただし、被保険者数割を算定するための被保険者数は、平成19年度の被保険者数を用いている。

⑤所得額は、平成19年度調整交付金の交付額の算定の基礎となる基準総所得金額(賦課期日現在・一般被保険者分)を用いて算定している。

## 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の概要(現行)

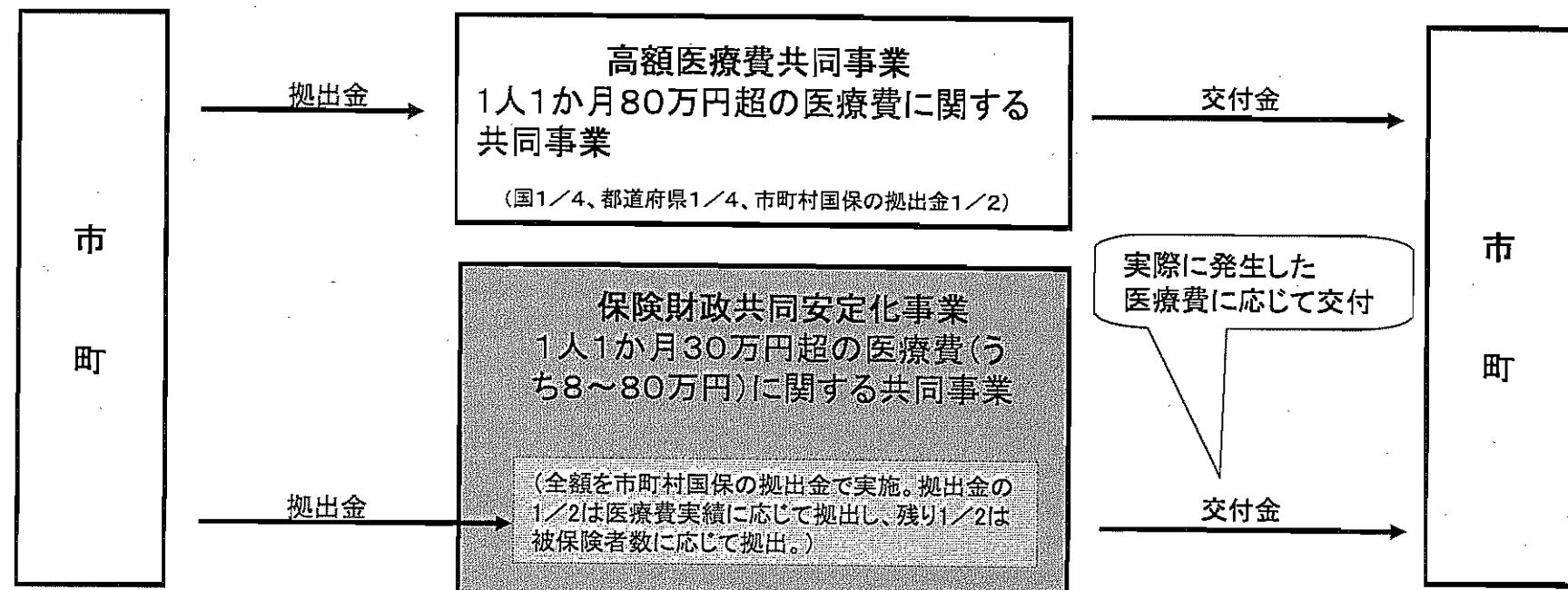
### ○保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する共同事業を実施。

### ○高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村国保からの拠出金を財源として、市町村が負担を共有。その際、市町村国保の拠出金に対し、都道府県及び国が財政支援。

#### 都道府県単位の共同事業



## 目標収納率の設定

1 平成 21 年度の被保険者数で、市町を 4 つのグループに分ける(このグループ分けは、平成 24 年度まで変更しない)。

- A 3万人以上    B 1万人以上3万人未満
- C 5千人以上1万人未満    D 5千人未満

2 収納率について

- (1) 現年度分収納率と滞納繰越分収納率に分けて設定する。
- (2) 一般被保険者分のみならず、退職被保険者分を含めた収納率とする。

3 目標収納率の達成時期

平成 25 年度に予定される新高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険制度も大きく影響を受けることが想定されるので、目標収納率は平成 24 年度に実現をめざす数値とする。

4 目標収納率（別表『各市町別目標収納率』（21 頁）参照）

(1) 現年度分収納率

① 負担の公平の観点から、目標数値は 90.00% 以上に設定する。

② 目標収納率については、次のとおりとする。

A:90.00%    B:91.50%    C:93.00%    D:94.50%

- A グループ及び B グループについては、C グループ及び D グループとの収納率の差を縮めるため、平成 21 年度において、それぞれのグループで最も高い市町の収納率を参考にして、目標収納率を設定する。
- C グループ及び D グループについては、収納率が低い市町の底上げを図るため、平成 21 年度において半数以上の市町が達成している収納率を参考にして、目標収納率を設定する。

③ 平成 21 年度に既に目標収納率に達している市町、あるいは毎年 0.1% の割合で収納率を上げた場合に平成 24 年度までに目標収納率を超える市町（具体的には平成 21 年度の収納率が、A グループで 89.70% を越えている市町、B グループで 91.20% を超えている市町、C グループで 92.70% を越えている市町、D グループで 94.20% を超えている市町）であっても、目標収納率を確保した後は、更に、毎年 0.1% の割合で収納率を上げよう努める（努力目標数値）。

(2) 滞納繰越分収納率

① 県全体においては、平成 20 年度の過年度分収納率 14.35%、平成 21 年度の過年度分収納率が 13.94% であることから、目標収納率を 15.00% と設

- 定する(平成 20 年度速報値による全国平均は 13.68%)。
- ② 平成 21 年度に既に 15.00%以上の収納率である市町、あるいは平成 21 年度から毎年度収納率を 0.10%上げると平成 24 年度の収納率が目標収納率に達する市町(具体的には平成 21 年度の収納率が 14.70%の市町)であっても、15.00%以上の収納率を確保した後は、更に、毎年 0.10%の割合で収納率を上げるよう努めるものとする(努力目標数値)。
- ③ なお、調整交付金での収納率による減額措置を 2%緩和する要件として、滞納繰越分収納率(ただし、一般被保険者分のみ)が 20.00%以上であることが基準となっていることから、これに準じて、収納率が 20.00%未満の市町は、できるだけ早期に収納率が 20.00%に達するよう努めることを望ましい。

## 5 平成 24 年度において目標収納率を達成できない場合の県の対応

- (1) 平成 24 年度に目標収納率の達成ができなかった市町や平成 22 年度や平成 23 年度の状況から必要と考えられる市町には、実務調査、技術的助言その他必要な対応をとる。
- (2) 平成 24 年度に目標収納率の達成ができなかった市町は、その原因や課題、今後の対応策を記述した報告書を県に提出することとする。県はその報告書を、県のホームページ等で公表する。

## 6 市町への支援

### (1) 県調整交付金の活用

平成 23 年度から、県調整交付金の交付基準に、支援方針に定めた目標収納率を達成するための各市町の取組に対して支援することを明確に定め、そのような取組を行った市町に対して、県調整交付金を活用して支援する。

### (2) 徴収アドバイザー派遣事業の活用

収納率が、別表『各市町別目標収納率』(21 頁)に定める目標収納率を大きく下回っている市町については、国保連合会が実施する徴収アドバイザーパ派遣事業において、その派遣対象になるよう県が助言する。

また、その派遣事業の成果については、滞納整理事務に関する研修会等の場で報告を求めるなど、市町間での成果の共有を図る。

各市町別目標収納率

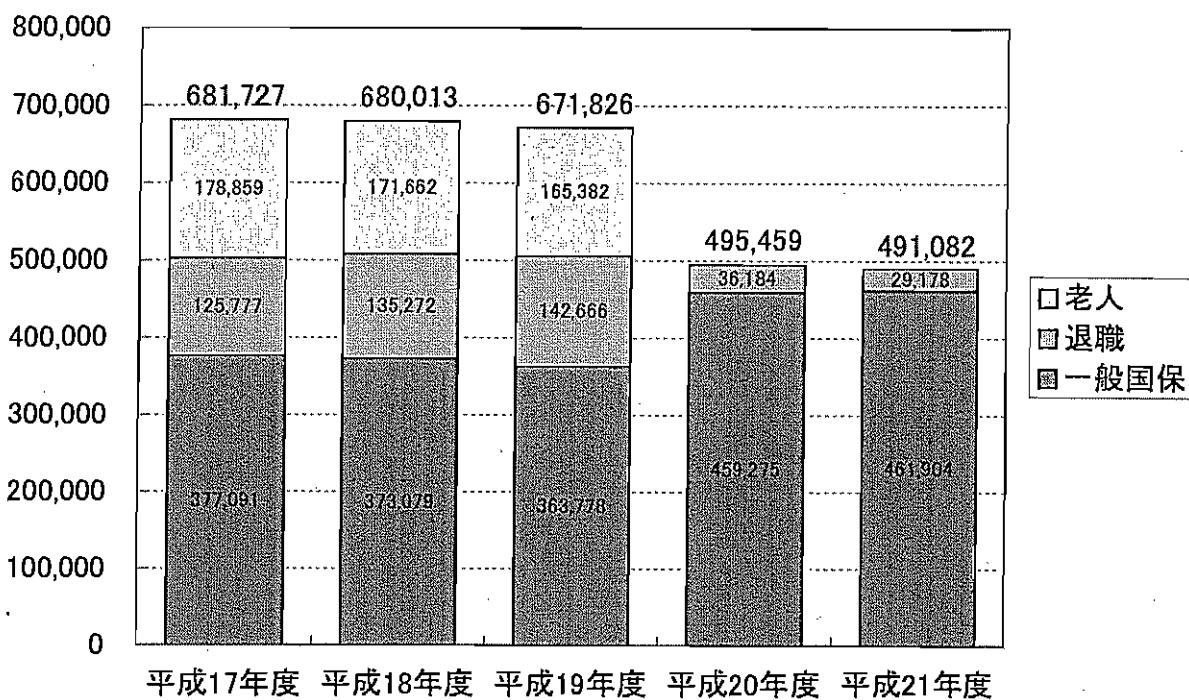
別表

グループ (規模別)	市町名	H21年度平均 被保険者数 (単位:人)	現年度分収納率(退職含) (単位:%)		滞納繰越分収納率(退職含) (単位:%)	
			実績	目標収納率 ※	実績	目標収納率 ※
			H21年度	H24年度	H21年度	H24年度
A	四日市市	75,987	88.35	90.00	12.02	15.00
	津市	72,499	86.24	90.00	7.21	15.00
	鈴鹿市	48,495	84.89	90.00	15.24	15.00 (15.54)
	松阪市	46,374	86.50	90.00	12.68	15.00
	伊勢市	36,353	90.07	90.00 (90.37)	22.14	15.00 (22.44)
	桑名市	33,395	89.69	90.00	11.92	15.00
B	伊賀市	24,890	91.51	91.50 (91.81)	25.15	15.00 (25.45)
	志摩市	21,539	91.44	91.50 (91.74)	14.75	15.00 (15.05)
	名張市	19,881	90.03	91.50	21.60	15.00 (21.90)
	龜山市	10,943	87.76	91.50	11.26	15.00
	いなべ市	10,826	91.35	91.50 (91.65)	19.71	15.00 (20.01)
	菰野町	10,044	88.90	91.50	18.61	15.00 (18.91)
C	鳥羽市	8,893	90.51	93.00	26.13	15.00 (26.43)
	熊野市	7,123	89.31	93.00	18.50	15.00 (18.80)
	尾鷲市	6,616	90.39	93.00	22.06	15.00 (22.36)
	明和町	6,362	94.12	93.00 (94.42)	11.21	15.00
	紀北町	6,195	93.87	93.00 (94.17)	12.00	15.00
	南伊勢町	6,151	94.67	93.00 (94.97)	17.58	15.00 (17.88)
	東員町	6,048	96.41	93.00 (96.71)	15.28	15.00 (15.58)
D	多気町	4,319	94.75	94.50 (95.05)	8.67	15.00
	紀宝町	4,268	93.54	94.50	8.32	15.00
	玉城町	3,972	92.96	94.50	15.97	15.00 (16.27)
	御浜町	3,540	94.52	94.50 (94.82)	22.82	15.00 (23.12)
	大紀町	3,540	96.37	94.50 (96.67)	27.82	15.00 (28.12)
	川越町	3,236	90.86	94.50	14.53	15.00
	大台町	3,142	94.70	94.50 (95.00)	21.82	15.00 (22.12)
	度会町	2,558	96.12	94.50 (96.42)	21.68	15.00 (21.98)
	木曽岬町	2,149	90.80	94.50	29.89	15.00 (30.19)
	朝日町	1,739	94.54	94.50 (94.84)	20.28	15.00 (20.58)

※ 下段の( )内の数値は、既に目標収納率を確保している市町において、更に目指すべき目標数値を示したものである(努力目標数値)。

(人)

## 市町国保における被保険者数の推移

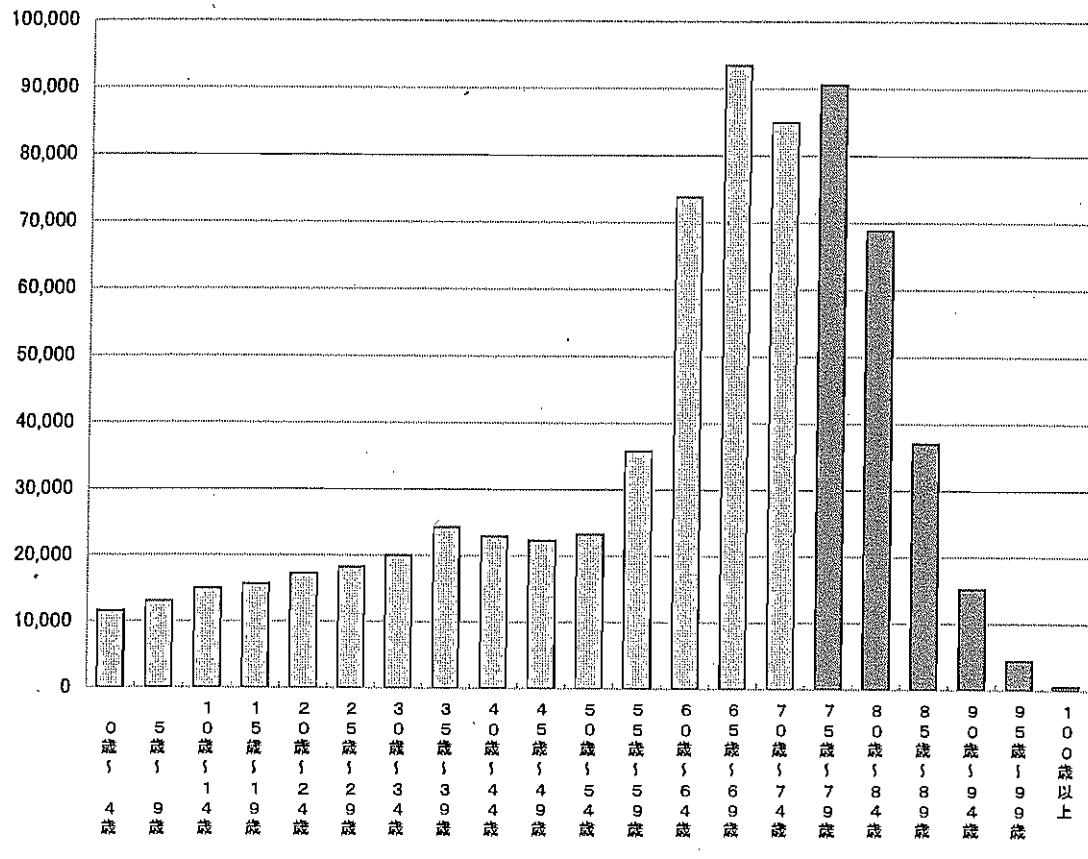


○被保険者数は、年度平均値(3月-2月ベース)で計上している。

※平成21年度国保事業年報(速報値)より

市町国保及び後期高齢者医療制度の  
被保険者の年代別人数  
(平成21年度)

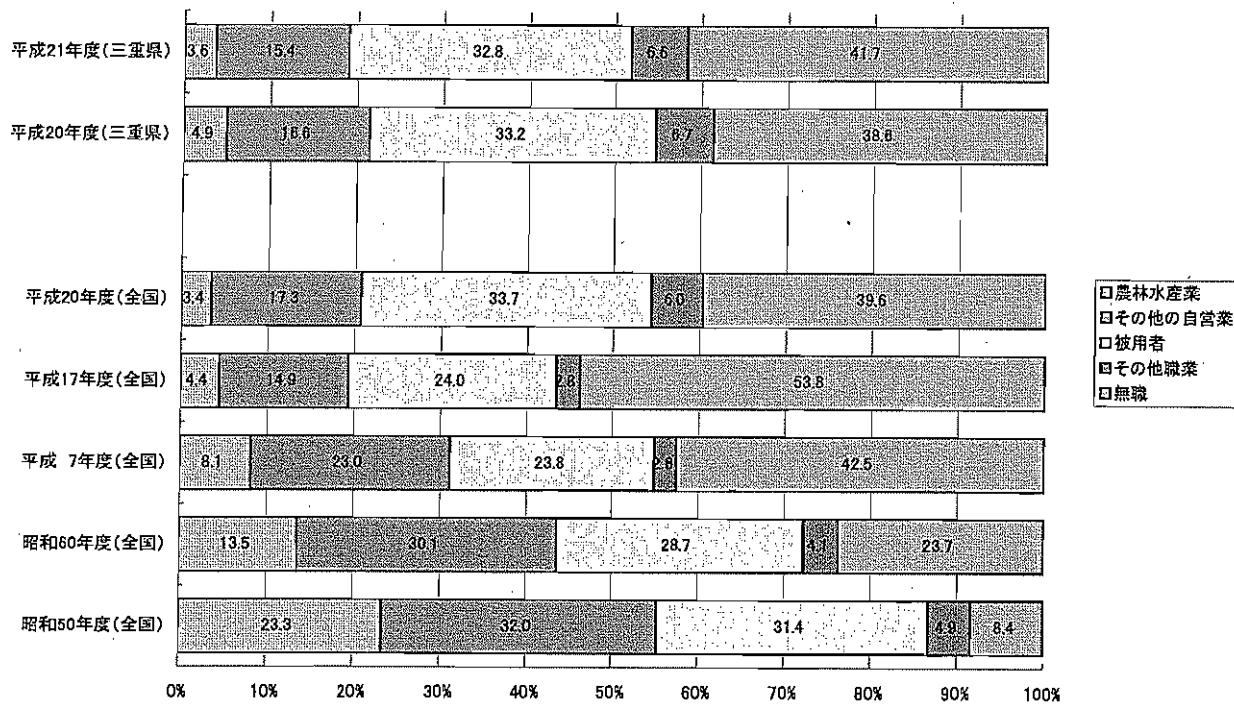
(人)



	被保険者数(単位:人)	構成割合(単位:%)
0歳～4歳	11,576	2.39
5歳～9歳	13,069	2.69
10歳～14歳	15,001	3.09
15歳～19歳	15,688	3.23
20歳～24歳	17,285	3.56
25歳～29歳	18,275	3.76
30歳～34歳	20,019	4.12
35歳～39歳	24,296	5.00
40歳～44歳	22,943	4.73
45歳～49歳	22,311	4.60
50歳～54歳	23,266	4.79
55歳～59歳	35,826	7.38
60歳～64歳	73,829	15.20
65歳～69歳	93,484	13.19
70歳～74歳	85,003	11.99
75歳～79歳	90,655	12.79
80歳～84歳	68,910	9.72
85歳～89歳	37,079	5.23
90歳～94歳	16,217	2.45
95歳～99歳	4,424	0.62
100歳以上	614	0.09
合計	708,770	100.00

※国保連合会が保有する被保険者マスターより(8月末時点数値)

## 市町国保における世帯主の職業別構成割合



(単位:%)

	農林水産業	その他の自営業	被用者	その他職業	無職
昭和50年度(全国)	23.3	32.0	31.4	4.9	8.4
昭和60年度(全国)	13.5	30.1	28.7	4.1	23.7
平成 7年度(全国)	8.1	23.0	23.8	2.6	42.5
平成17年度(全国)	4.4	14.9	24.0	2.8	53.8
平成20年度(全国)	3.4	17.3	33.7	6.0	39.6
平成20年度(三重県)	4.9	16.6	33.2	6.7	38.6
平成21年度(三重県)	3.6	15.4	32.8	6.6	41.7

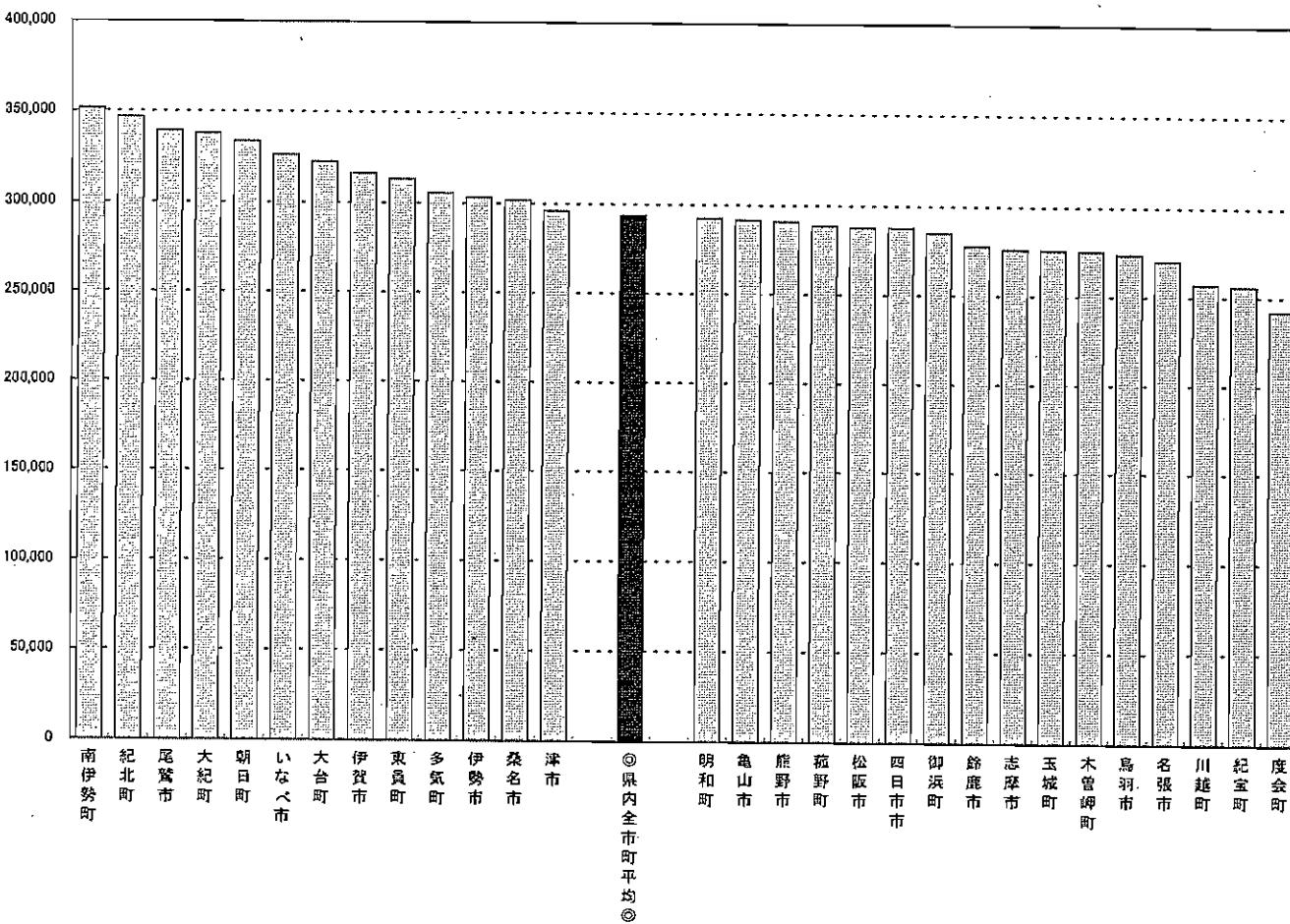
※国保における世帯主(75歳未満)の職業別構成割合の年次推移(市町村国保加入者分のみであり、擬制世帯を除いている)

## 【分析】

- 国保における世帯主(75歳未満)の職業別世帯数構成割合の年次推移を図に表したものである。産業構造の変化や高齢化の進行に伴い、国保世帯の約41%が無職世帯となっている。
- 三重県における平成20年度の無職者世帯数は、全国数値39.6%に比べ1%減の38.6%とわずかに下回っている。しかし、三重県の平成21年度無職者世帯数は、前年度比3.1%増の41.7%と高い伸び率となっている。

※国民健康保険実態調査報告【厚生労働省保険局発行】及び国民健康保険実態調査より

## 平成21年度市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)



### 【分析】

- 平成21年度の国保被保険者(一般+退職)一人当たりの費用額の市町平均は、293,746円となっていて、市町間の格差は、1.45倍となっている。

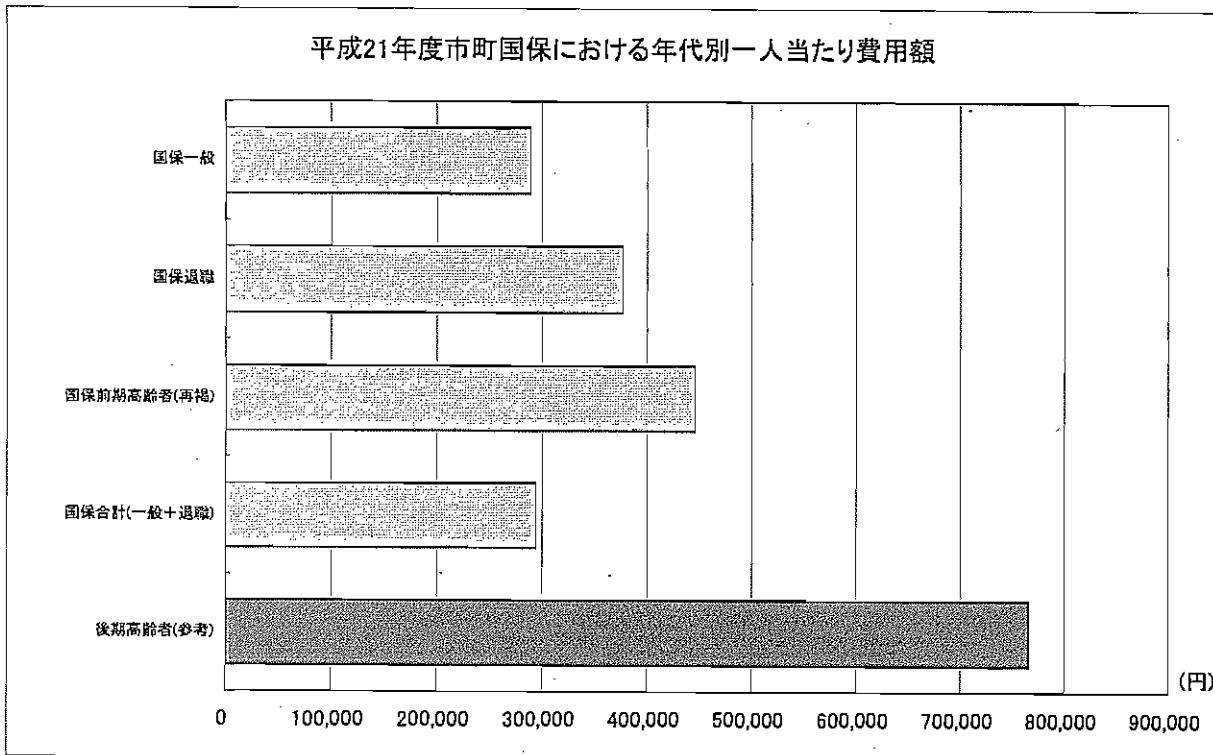
※平成21年度国保事業年報(速報値)より



## 平成21年度市町別前期高齢者・一般・退職被保険者加入割合

保険者名	年間平均被保険者数		占める割合		前期高齢者の占める割合等									前期高齢者の占める割合等		
	被保険者数(人)	前期高齢者(再掲)(人)	一般被保険者(%)	退職被保険者等(%)	口一般(前期高齢者除く)			口退職者			口前期高齢者			順位	市町名	占める割合(%)
1 津 市	72,500	26,393	95.45	4.55	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	36.4	1 尾鷲市	42.91
2 四 日 市 市	75,987	26,549	93.91	6.09	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	34.94	2 南伊勢町	42.19
3 伊 勢 市	36,353	13,565	95.48	4.52	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	37.31	3 大紀町	39.29
4 松 阪 市	46,375	15,121	94.30	5.70	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	32.61	4 大台町	39.02
5 桑 名 市	33,396	11,647	93.75	6.25	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	34.88	5 紀北町	38.59
6 鈴 庭 市	48,494	15,072	95.35	4.65	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	31.08	6 伊賀市	37.64
7 名 張 市	19,881	7,478	91.90	8.10	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	37.61	7 名張市	37.61
8 尾 鷲 市	6,616	2,839	93.12	6.88	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	42.91	8 伊勢市	37.31
9 龜 山 市	10,944	3,986	91.77	8.23	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	36.42	9 多気町	36.61
10 鳥 羽 市	8,893	2,500	95.65	4.35	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	28.11	10 龜山市	36.42
11 熊 野 市	7,124	2,579	93.99	6.01	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	36.2	11 津市	36.4
13 い な べ 市	10,826	3,892	89.62	10.38	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	35.95	12 熊野市	36.2
14 志 摩 市	21,539	6,941	93.40	6.60	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	32.23	13 いなべ市	35.95
15 伊 賀 市	24,890	9,369	93.03	6.97	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	37.64	14 朝日町	35.94
16 木 曾 岬 町	2,150	689	94.74	5.26	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	32.05	15 東員町	35.63
17 東 員 町	6,048	2,155	88.54	11.46	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	35.63	16 四日市市	34.94
18 茜 野 町	10,044	3,449	92.96	7.04	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	34.34	17 桑名市	34.88
19 朝 日 町	1,739	625	93.33	6.67	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	36.94	18 茜野町	34.34
20 川 越 町	3,236	973	94.68	5.32	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	30.07	19 明和町	34.23
29 多 気 町	4,318	1,581	92.50	7.50	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	36.61	20 御浜町	33.42
30 明 和 町	6,362	2,178	91.86	8.14	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	34.23	21 玉城町	32.63
31 大 台 町	3,142	1,226	93.70	6.30	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	39.02	22 松阪市	32.61
34 玉 城 町	3,972	1,296	96.30	3.70	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	32.63	23 志摩市	32.23
40 度 会 町	2,558	815	92.26	7.74	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	31.86	24 木曾岬町	32.05
41 大 紀 町	3,540	1,391	94.07	5.93	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	39.29	25 度会町	31.86
42 南 伊 勢 町	6,151	2,595	95.76	4.24	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	42.19	26 鈴鹿市	31.08
43 紀 北 町	6,196	2,391	93.16	6.84	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	38.59	27 川越町	30.07
44 御 浜 町	3,540	1,183	94.10	5.90	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	33.42	28 紀宝町	29.78
45 紀 宝 町	4,268	1,271	93.70	6.30	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	29.78	29 鳥羽市	28.11
市 町 計	491,082	171,749	94.06	5.94	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	34.97		
県 計	542,884	176,275	94.63	5.37	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	32.47		

※平成21年度国保事業年報(速報値)より



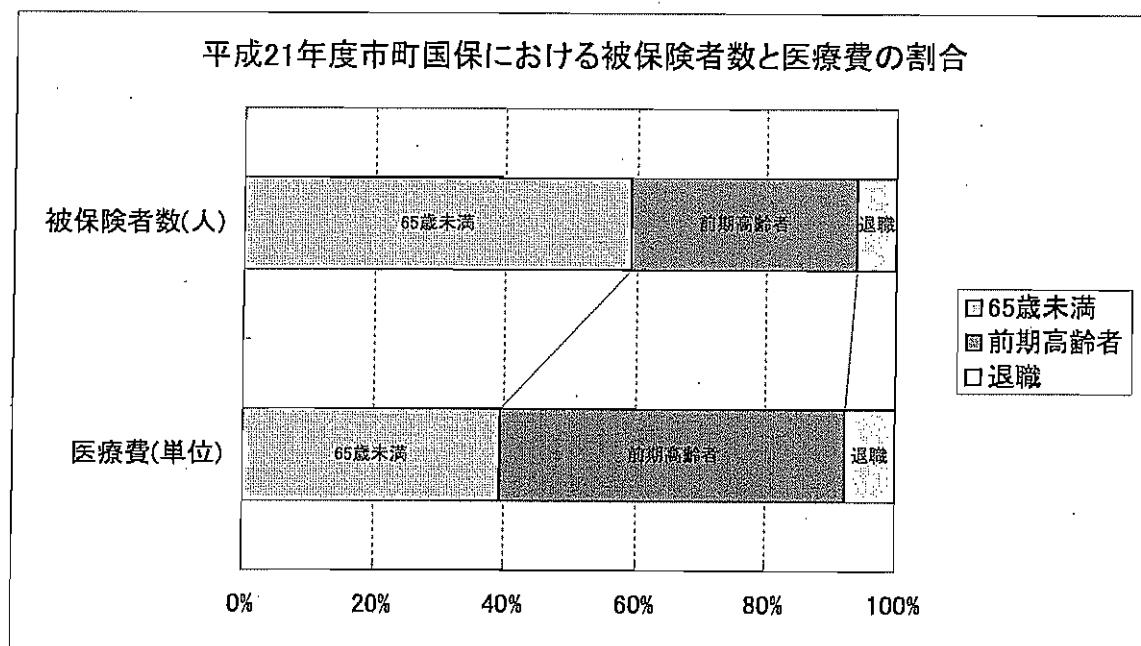
平成21年度年代別一人当たり費用額(単位:円)

保険者名	国保一般	国保退職	国保前期高齢者(再掲)	国保合計(一般+退職)	後期高齢者(参考)
津市	288,521	452,918	435,175	296,006	771,250
四日市市	282,218	373,910	444,735	287,802	808,663
伊勢市	300,993	349,876	456,975	303,201	732,034
松阪市	284,064	353,224	447,198	288,006	769,137
桑名市	300,219	327,717	461,261	301,937	832,685
鈴鹿市	267,689	484,680	444,989	277,788	750,143
名張市	269,055	286,415	394,779	270,462	754,373
尾鷲市	339,801	330,673	442,754	339,173	836,018
亀山市	292,540	280,913	434,900	291,583	731,200
鳥羽市	270,295	352,644	436,565	273,879	697,814
熊野市	288,797	324,093	410,755	290,918	679,800
いなべ市	323,503	346,673	503,183	325,908	876,002
志摩市	268,213	389,149	429,987	276,192	703,501
伊賀市	307,297	438,385	456,196	316,440	716,742
木曽岬町	268,241	403,494	448,714	275,350	790,966
東員町	313,856	310,867	482,517	313,514	792,583
菰野町	282,524	370,763	445,040	288,735	779,271
朝日町	337,187	281,853	522,915	333,496	770,518
川越町	254,934	298,310	458,035	257,240	792,721
多気町	298,454	393,802	474,319	305,608	747,980
明和町	284,272	385,558	419,975	292,519	732,952
大台町	312,715	464,335	446,387	322,269	737,830
玉城町	262,731	615,478	422,515	275,785	706,588
度会町	239,265	278,984	367,592	242,340	665,160
大紀町	336,077	364,722	465,633	337,777	762,670
南伊勢町	351,634	349,512	494,018	351,544	735,635
紀北町	343,779	385,361	490,798	346,625	871,434
御浜町	288,214	234,786	458,225	285,060	699,646
紀宝町	256,136	256,010	388,330	256,128	681,953
県全体	288,539	376,170	445,404	293,746	765,586

※平成21年度国保事業年報(速報値)及び後期分事業年報等(速報値)より

【分析】

平成21年度国保被保険者一人当たりの費用額は293,746円であるが、国保被保険者のうちで前期高齢者だけをみると445,404円と上昇する。更に、参考として、後期高齢者の一人当たり費用額をみると765,586円であり、高齢化すると一人当たりの費用額は上昇することが明らかである。



## 平成21年度

国保被保険者	医療費(百万円)	割合(%)	被保険者数(人)	割合(%)
65歳未満	56,780	39.4	290,155	59.1
前期高齢者	76,498	53.0	171,749	35.0
退職	10,976	7.6	29,178	5.9
合計	144,253	100.0	491,082	100.0

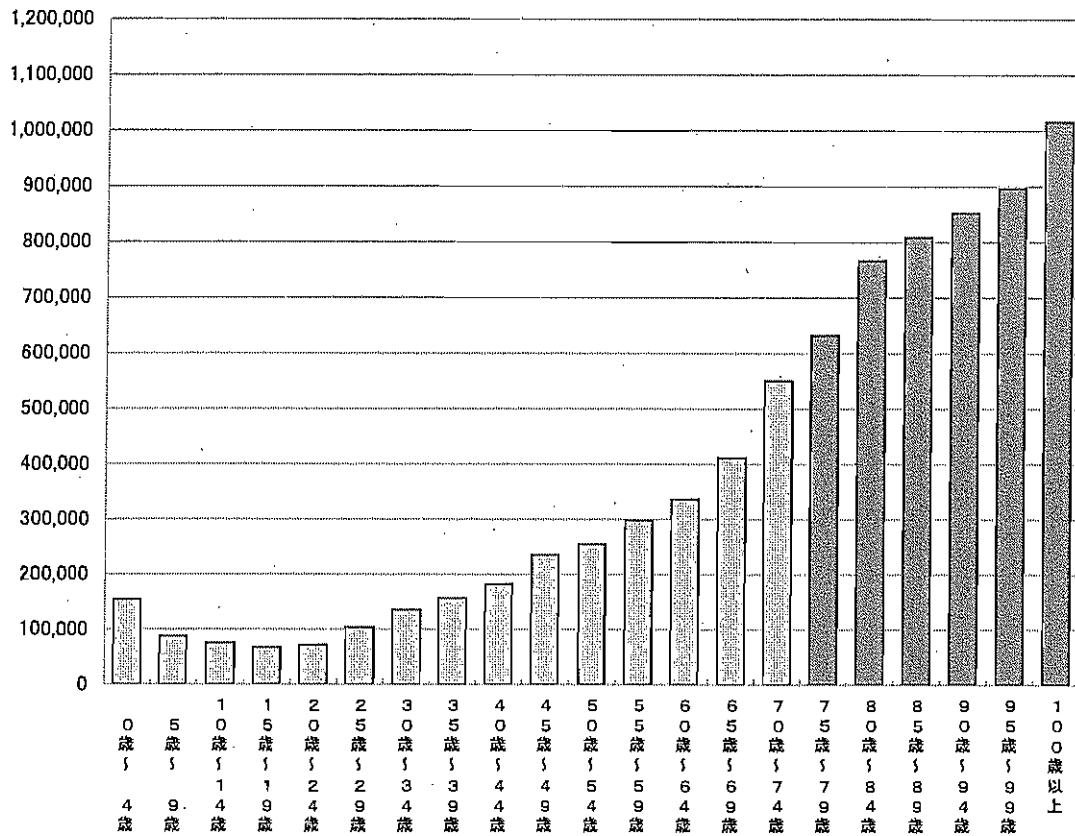
## 【分析】

- 前期高齢者は被保険者数の占める割合が35%であるのに対して、医療費は53%を占めており、一般被保険者に比較して医療費がかかっている。

※平成21年度国保事業年報(速報値)より

市町国保及び後期高齢者医療制度の  
被保険者の年代別一人当たり費用額  
(平成21年度)

(円)

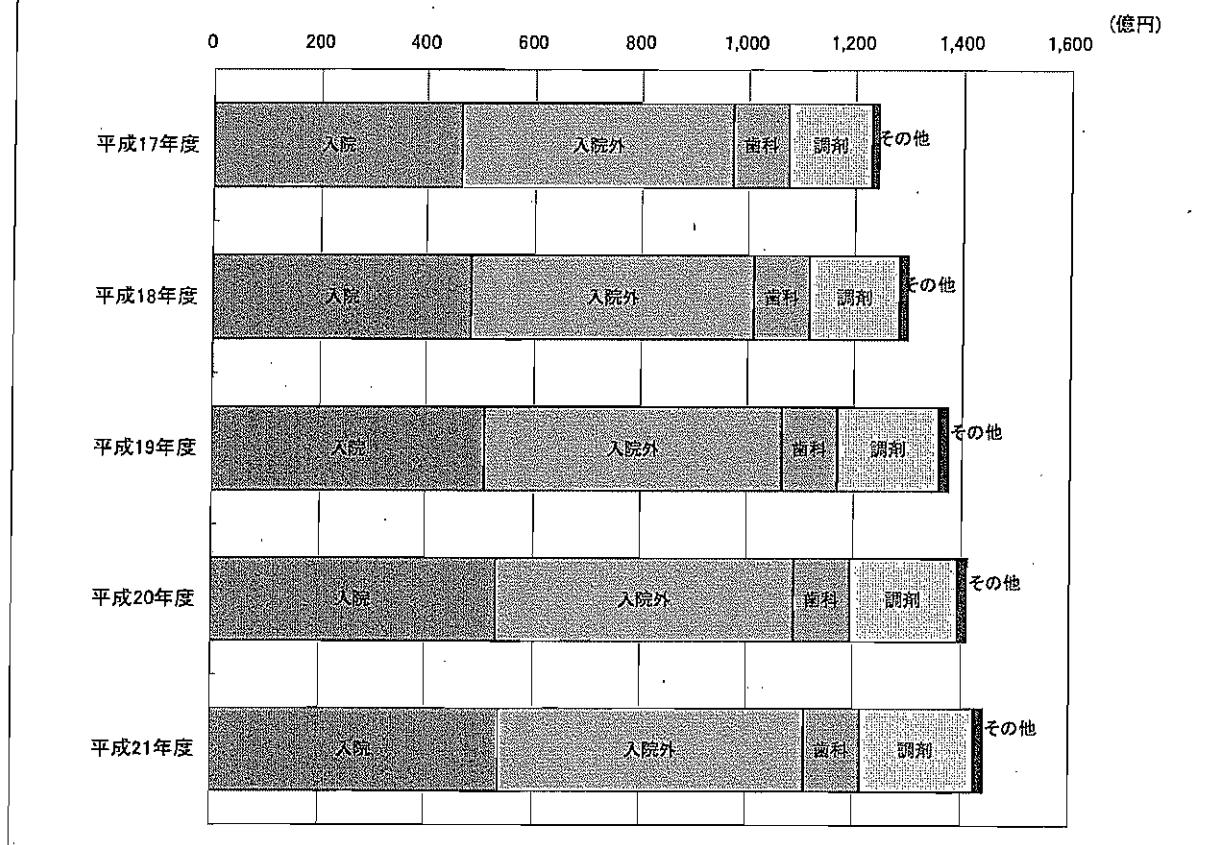


(単位:円)

平成21年度被保険者1人当たり費用額	
0歳～4歳	154,699
5歳～9歳	87,844
10歳～14歳	75,289
15歳～19歳	67,217
20歳～24歳	72,101
25歳～29歳	103,811
30歳～34歳	135,794
35歳～39歳	156,907
40歳～44歳	182,288
45歳～49歳	235,431
50歳～54歳	255,365
55歳～59歳	298,490
60歳～64歳	336,365
65歳～69歳	411,599
70歳～74歳	551,047
75歳～79歳	632,640
80歳～84歳	767,002
85歳～89歳	808,734
90歳～94歳	852,467
95歳～99歳	896,615
100歳以上	1,016,184

※国保連合会が保有する平成21年度分の給付実績数値より

## 市町国保における医療費の推移(一般十退職)



注意：平成17年度から平成19年度までの「国保一般」とは、国保全被保険者から老人保健医療対象者と退職者医療制度適用者を除いた者をいう。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入院	465	483	509	531	538
入院外	507	529	557	559	572
歯科	104	105	104	105	104
調剤	155	167	188	198	210
その他	13	15	17	18	18
合計	1,244	1,297	1,375	1,411	1,443
対前年度伸率(%)	8.6%	4.3%	6.0%	2.6%	2.3%

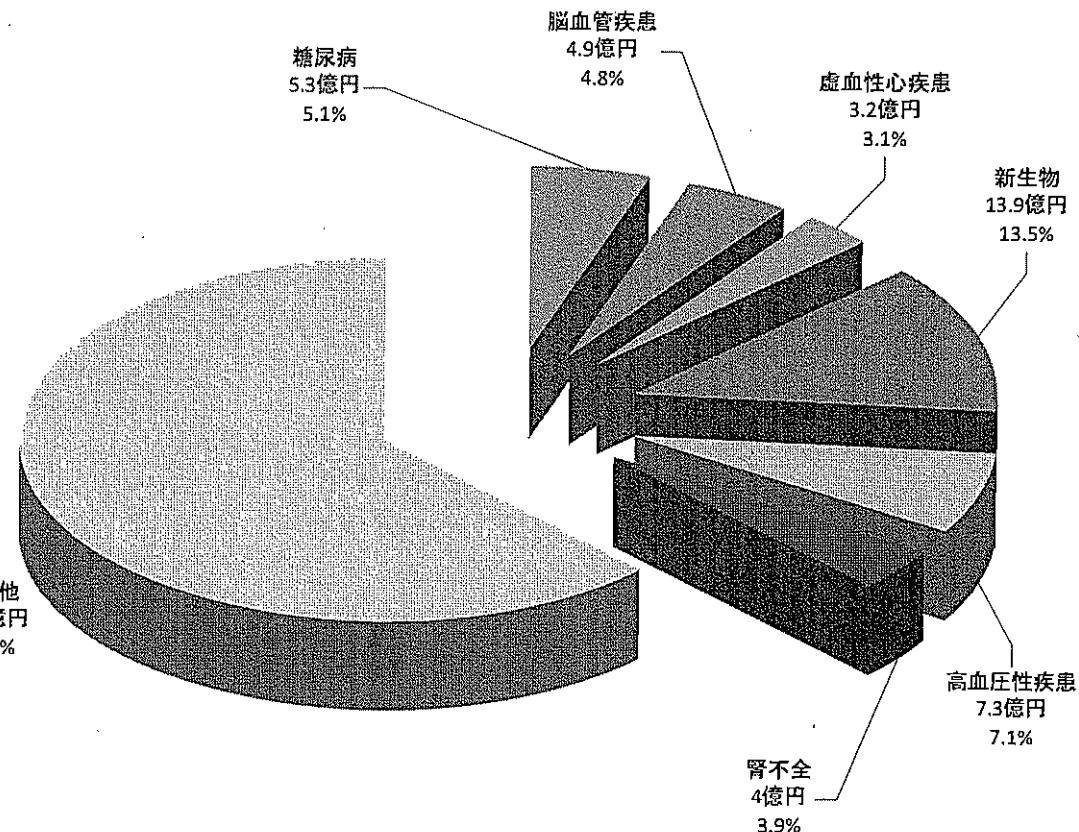
※単位未満は四捨五入のため、必ずしも合計数値に一致しない。

## 【分析】

- 国保医療費(一般十退職)の5年間の伸びを図に表したものである。
- 国保医療費は毎年増加を続け国保財政を圧迫している。このことは、高齢化による受診者の増加や、医療技術の進歩により高度な医療を受けるケースの増加などが主な要因となっている。

※平成21年度国保事業年報(速報値)より

国保医療費(国保組合分を含む)に占める  
生活習慣病(新生物を含む)の割合  
(平成22年5月診療分)



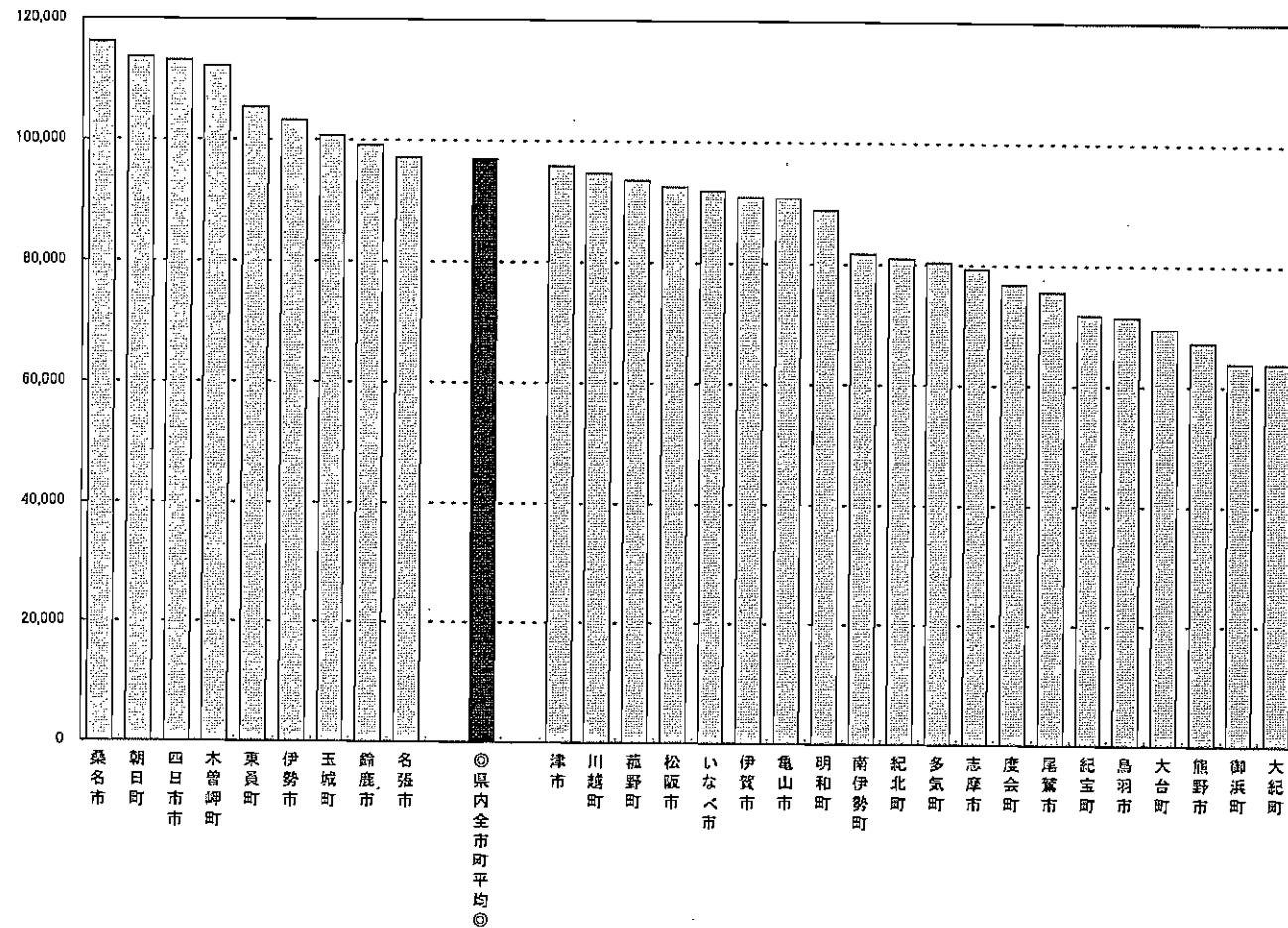
※国保連合会の保有する平成22年5月診療分の給付状況データより

【分析】

- 新生物を含む生活習慣病にかかる医療費が国保医療費に占める割合は、37.5%であり、医療費高騰の要因となっている。

(円)

## 平成21年度市町国保被保険者一人当たり国保保険料(税)調定額



※平成21年度国保事業年報(速報値)より

### 【分析】

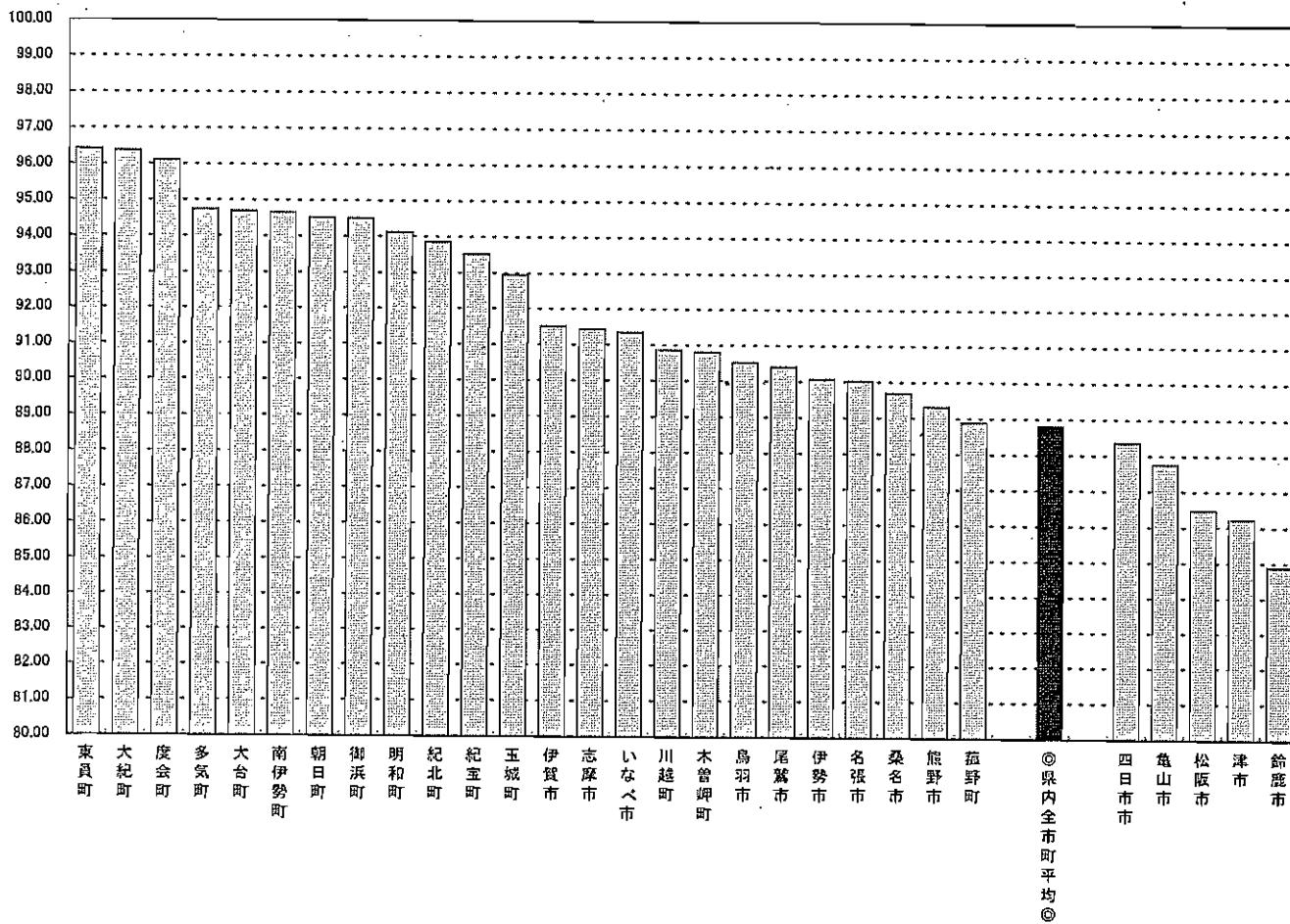
- 高齢化による医療給付費の増加に加え、低所得者や無職者の増加等により保険料(税)収入が伸び悩む中で、国保被保険者間には負担の不公平が生じている。市町間の格差は、約1.82倍(平成20年度1.79倍)となっている。

## 市町国保における国保被保険者1人当たり保険料(税)調定額の状況

	平成19年度		平成20年度			平成21年度		
	額(円)	順位	額(円)	順位	対前年度比(%)	額(円)	順位	対前年度比(%)
津 市	87,960	7	96,486	8	109.69	95,931	10	99.42
四 日 市 市	94,100	2	110,788	3	117.73	113,262	3	102.23
伊 勢 市	85,487	9	97,249	6	113.76	103,411	6	106.34
松 阪 市	77,362	12	92,526	12	119.60	92,682	13	100.17
桑 名 市	109,390	1	117,017	1	106.97	116,249	1	99.34
鈴 鹿 市	92,579	3	99,677	4	107.67	99,203	8	99.52
名 張 市	92,533	4	98,296	5	106.23	97,252	9	98.94
尾 鶯 市	68,906	21	76,539	22	111.08	75,568	23	98.73
亀 山 市	73,149	16	80,066	20	109.46	90,842	16	113.46
鳥 羽 市	69,737	20	70,992	25	101.80	71,487	25	100.70
熊 野 市	59,581	29	67,905	28	113.97	67,247	27	99.03
い な べ 市	76,565	13	90,630	14	118.37	92,026	14	101.54
志 摩 市	75,493	14	80,608	19	106.78	79,439	21	98.55
伊 賀 市	72,789	17	91,711	13	126.00	91,010	15	99.24
木 曾 岬 町	90,209	6	114,427	2	126.85	112,328	4	98.17
東 員 町	84,868	10	90,201	15	106.28	105,491	5	116.95
菰 野 町	86,167	8	93,010	11	107.94	93,732	12	100.78
朝 日 町	90,395	5	97,036	7	107.35	113,789	2	117.26
川 越 町	70,427	19	93,059	10	132.14	94,790	11	101.86
多 気 町	63,306	25	76,008	23	120.06	80,424	20	105.81
明 和 町	77,975	11	89,436	16	114.70	88,826	17	99.32
大 台 町	59,847	28	69,361	26	115.90	69,479	26	100.17
玉 城 町	73,184	15	95,078	9	129.92	100,732	7	105.95
度 会 町	65,522	24	76,571	21	116.86	76,792	22	100.29
大 紀 町	60,791	26	65,374	29	107.54	63,764	29	97.54
南 伊 勢 町	66,171	22	84,224	17	127.28	81,684	18	96.98
紀 北 町	71,879	18	81,950	18	114.01	81,024	19	98.87
御 浜 町	60,533	27	67,956	27	112.26	63,817	28	93.91
紀 宝 町	65,931	23	73,976	24	112.20	71,793	24	97.05
市 町 計	84,571	/	95,962	/	113.47	97,015	/	101.10

※保険料(税)に関する実態調査一平成22年度版【国保連合会発行】より

## 平成21年度市町別現年度分国保料(税)収納率(一般十退職)



### 【分析】

- 平成21年度現年度分国保料(税)収納率の全市町平均は88.82%となっている。全体的に見て、規模の大きな保険者になるほど収納率が低い傾向にある。

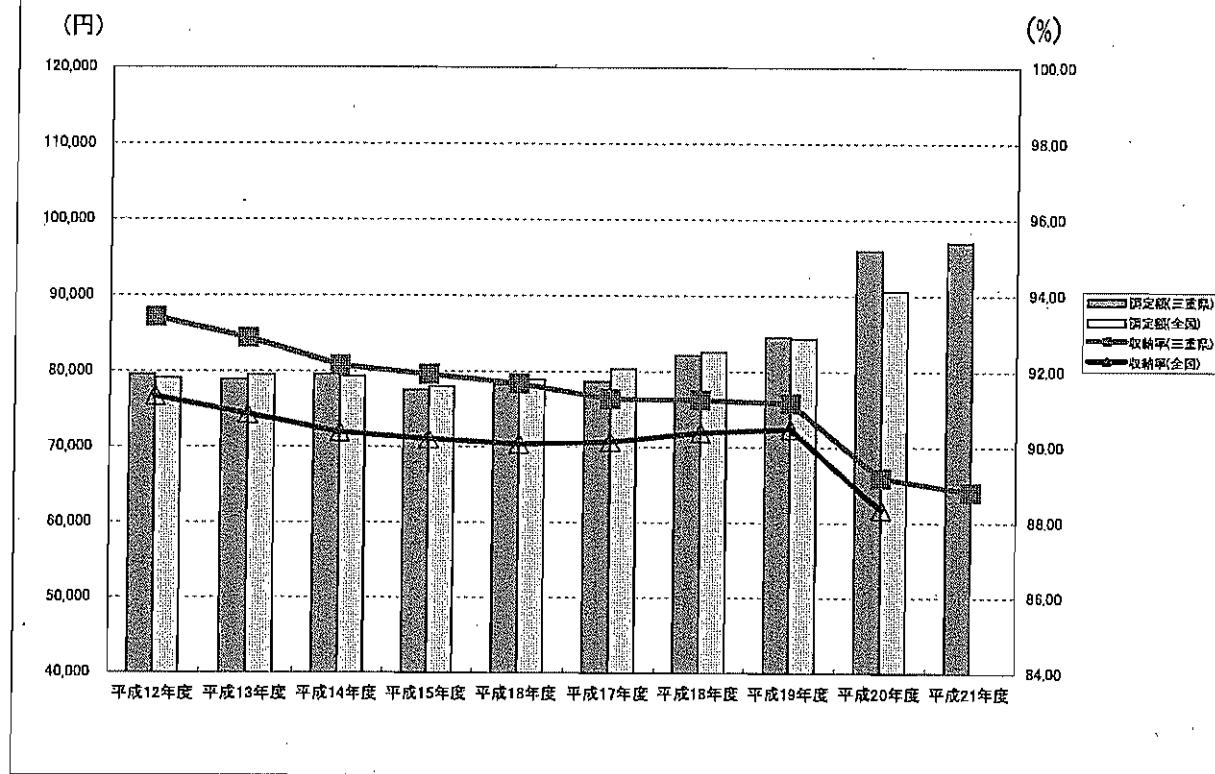
※平成21年度国保事業年報(速報値)より

## 市町国保保険者別保険料(税)収納率(現年度分)の状況

	21年度				17年度		18年度		19年度		20年度	
	現年度分調定額	現年度分収納額	収納率	順位								
津 市	6,955,011,240	5,998,018,309	86.24	28	91.33	24	89.90	27	89.69	28	86.86	28
四 日 市 市	8,606,449,673	7,603,843,204	88.35	25	89.51	28	89.96	26	89.78	26	87.85	26
伊 勢 市	3,759,287,000	3,385,852,050	90.07	20	93.11	16	92.90	16	92.77	17	90.65	20
松 阪 市	4,298,138,900	3,718,013,541	86.50	27	90.52	27	89.74	28	89.72	27	87.31	27
桑 名 市	3,882,260,898	3,481,833,143	89.69	22	91.92	21	92.36	21	92.38	18	90.82	19
鈴 鹿 市	4,810,743,700	4,083,902,525	84.89	29	86.91	29	87.51	29	88.04	29	85.24	29
名 張 市	1,933,463,300	1,740,743,732	90.03	21	92.72	17	92.37	20	91.73	22	90.05	23
尾 鶯 市	499,958,800	451,888,794	90.39	19	92.55	18	92.43	19	92.20	20	91.04	17
亀 山 市	994,178,300	872,516,237	87.76	26	91.53	23	92.04	23	92.21	19	89.21	25
鳥 羽 市	635,731,992	575,381,221	90.51	18	91.10	26	91.42	24	91.59	23	90.84	18
熊 野 市	479,069,800	427,834,300	89.31	23	91.25	25	91.25	25	91.35	25	89.85	24
い な ベ 市	996,270,600	910,060,250	91.35	15	94.62	11	94.68	12	94.78	13	92.58	13
志 摩 市	1,711,029,000	1,564,624,907	91.44	14	91.71	22	92.30	22	91.44	24	91.64	16
伊 賀 市	2,265,226,700	2,072,845,750	91.51	13	92.47	19	92.77	17	91.75	21	90.62	21
木 曽 岬 町	241,505,790	219,279,146	90.80	17	94.02	13	93.49	15	94.90	12	92.28	14
東 員 町	638,009,970	615,113,887	96.41	1	95.16	8	96.73	3	97.21	3	96.43	3
菰 野 町	941,439,236	836,980,588	88.90	24	92.35	20	92.72	18	93.41	16	91.89	15
朝 日 町	197,879,290	187,071,290	94.54	7	96.15	5	96.58	4	96.35	4	94.46	9
川 越 町	306,740,292	278,702,058	90.86	16	93.88	14	94.22	14	93.45	15	90.50	22
多 気 町	347,269,900	329,044,237	94.75	4	96.70	3	96.12	5	95.88	5	95.12	5
明 和 町	565,112,300	531,862,200	94.12	9	94.59	12	95.92	6	95.74	6	94.83	7
大 台 町	218,303,500	206,724,100	94.70	5	96.37	4	95.00	10	95.18	9	95.43	4
玉 城 町	400,108,700	371,926,100	92.96	12	95.67	6	95.80	8	95.63	7	94.23	10
度 会 町	196,433,100	188,815,280	96.12	3	98.10	1	98.14	1	97.31	2	96.46	2
大 紀 町	225,724,600	217,539,081	96.37	2	97.71	2	97.86	2	97.73	1	97.18	1
南 伊 勢 町	502,435,500	475,640,860	94.67	6	95.02	9	95.89	7	95.53	8	94.91	6
紀 北 町	502,025,307	471,236,713	93.87	10	95.52	7	95.33	9	95.12	10	94.53	8
御 浜 町	225,912,000	213,539,050	94.52	8	94.78	10	94.85	11	94.99	11	93.91	11
紀 宝 町	306,413,400	286,613,250	93.54	11	93.66	15	94.45	13	94.69	14	92.64	12
市 町 平 均			88.82		91.28		91.25		91.17		89.19	

※保険料(税)に関する実態調査－平成22年度版－【国保連合会発行】より

## 市町国保の被保険者一人当たり調定額及び現年度分収納率の推移



## 【1人当たり保険料(税)調定額と現年分収納率の推移(県内全市町)】

	調定額(三重県)	収納率(三重県)		調定額(全国)	収納率(全国)
平成12年度	79,608	93.44	平成12年度	79,123	91.35
平成13年度	78,911	92.88	平成13年度	79,512	90.87
平成14年度	79,587	92.16	平成14年度	79,321	90.39
平成15年度	77,556	91.92	平成15年度	77,991	90.21
平成16年度	78,259	91.68	平成16年度	78,959	90.09
平成17年度	78,691	91.28	平成17年度	80,353	90.15
平成18年度	82,148	91.25	平成18年度	82,580	90.39
平成19年度	84,571	91.17	平成19年度	84,367	90.49
平成20年度	95,962	89.19	平成20年度	90,625	88.35
平成21年度	97,015	88.82	平成21年度	95,053	87.50

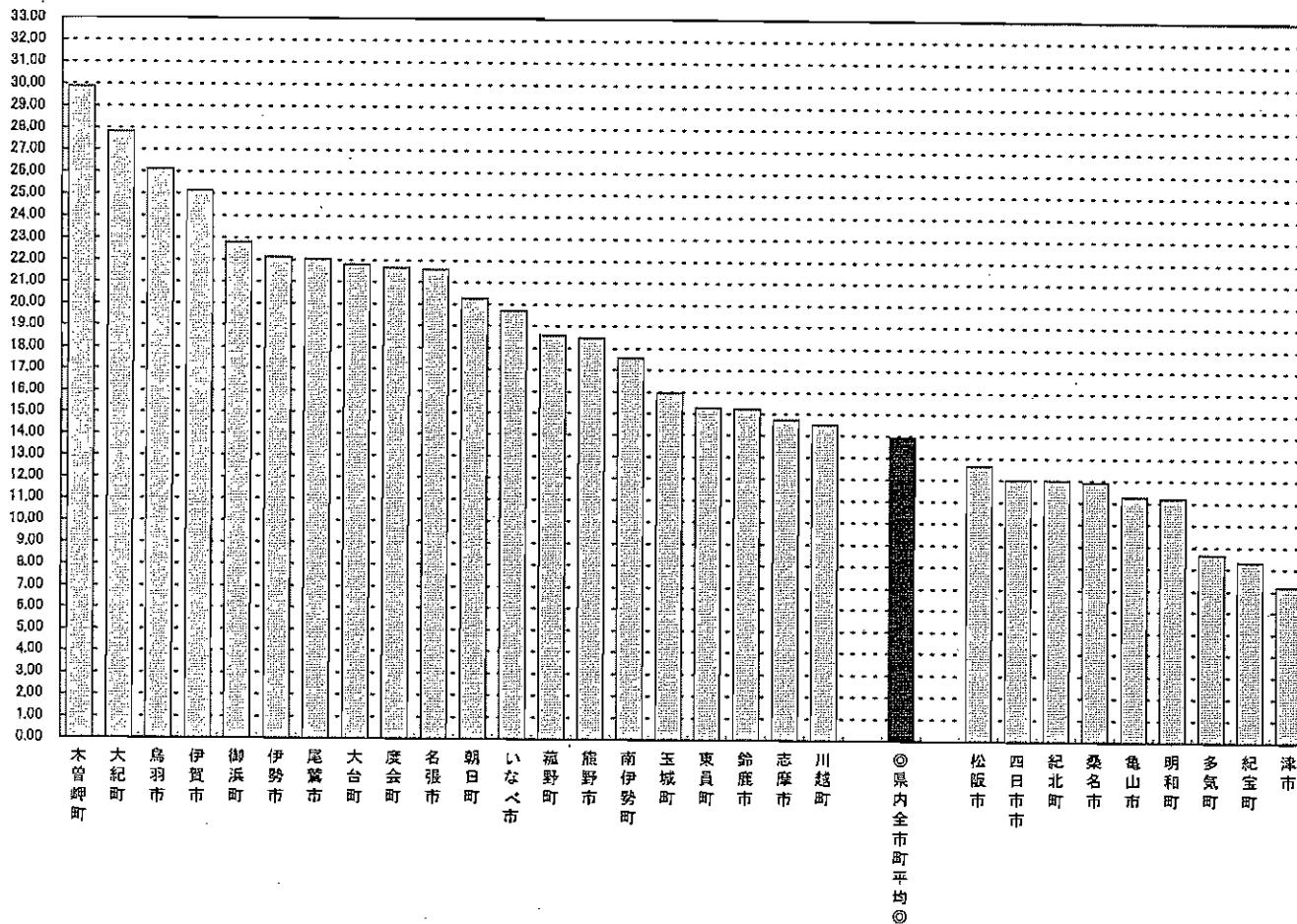
※平成21年度国保事業年報(速報値)より

## 【分析】

- 市町における現年分の保険料(税)収納率は、平成12年度をピークに減少を続けているが、平成21年度も景気の悪化などの影響により低下している。
- 1人当たり保険料(税)調定額は医療費の増高、経済不況による財政悪化などにより平成20年度から1,053円の増加となった。

## 平成21年度市町別滞納繰越分国保料(税)収納率(一般+退職)

(%)



### 【分析】

- 平成21年度現年度分国保料(税)収納率の全市町平均は13.94%となっている。全体的に見て、収納率にはばらつきが大きい。また、必ずしも規模が大きいとはいえない保険者でも、低い収納率のところがある。

平成21年度過年度分収納率(一般+退職)  
保険者名 収納率

保険者名	収納率
木曾岬町	29.89
大紀町	27.82
鳥羽市	26.13
伊賀市	25.15
御浜町	22.82
伊勢市	22.14
尾鷲市	22.06
大台町	21.82
度会町	21.68
名張市	21.60
朝日町	20.28
いなべ市	19.71
菰野町	18.60
熊野市	18.48
南伊勢町	17.58
玉城町	15.97
東員町	15.28
鈴鹿市	15.24
志摩市	14.75
川越町	14.53
◎県内全市町平均◎	13.94
松阪市	12.68
四日市市	12.02
紀北町	12.00
桑名市	11.92
龜山市	11.26
明和町	11.21
多気町	8.67
紀宝町	8.32
津市	7.21

※平成21年度国保事業年報(速報値)より

## 市町国保保険者別保険料(税)収納率(滞納繰越分)の状況

	21年度				17年度		18年度		19年度		20年度	
	滞納繰越分調定額	滞納繰越分収納額	収納率	順位								
津 市	2,610,588,091	188,212,224	7.21	29	9.39	26	8.69	26	9.75	27	7.86	28
四 日 市 市	2,958,133,763	355,611,757	12.02	22	8.45	28	9.94	24	12.51	22	11.06	24
伊 勢 市	674,355,822	149,272,839	22.14	6	12.06	20	21.67	5	24.83	4	22.57	6
松 阪 市	2,213,138,887	280,727,255	12.68	21	13.40	15	13.40	14	12.42	23	13.27	21
桑 名 市	1,583,791,181	188,861,135	11.92	24	12.37	19	12.82	17	14.54	17	13.86	20
鈴 鹿 市	2,401,339,739	366,035,563	15.24	18	18.69	6	18.90	10	19.31	11	16.38	15
名 張 市	536,443,181	115,897,842	21.60	10	23.25	4	23.16	3	25.47	3	25.68	3
尾 鶯 市	254,568,943	56,162,958	22.06	7	8.15	29	10.08	23	14.10	19	17.55	13
亀 山 市	420,586,335	47,358,131	11.26	25	13.92	14	13.05	16	14.61	16	11.98	23
鳥 羽 市	260,124,821	67,962,814	26.13	3	13.21	17	15.24	13	21.44	8	24.31	4
熊 野 市	232,396,854	42,956,225	18.48	14	16.64	11	21.60	6	21.47	7	20.54	9
い な べ 市	149,820,135	29,524,323	19.71	12	26.06	3	19.64	7	22.73	6	21.09	8
志 摩 市	595,096,788	87,771,010	14.75	19	10.54	21	9.01	25	16.54	13	17.62	12
伊 賀 市	686,760,558	172,692,382	25.15	4	16.72	10	19.57	8	20.44	9	22.19	7
木 曾 岬 町	38,477,622	11,500,463	29.89	1	31.23	1	36.07	1	26.66	2	29.47	2
東 員 町	71,959,888	10,996,227	15.28	17	18.74	5	12.69	18	10.36	26	12.90	22
菰 野 町	311,942,052	58,036,220	18.60	13	18.65	7	16.97	11	16.38	14	16.53	14
朝 日 町	19,231,360	3,900,273	20.28	11	17.02	9	22.53	4	23.16	5	19.21	10
川 越 町	72,018,119	10,462,349	14.53	20	10.26	22	11.81	21	14.11	18	15.95	17
多 気 町	91,802,754	7,959,455	8.67	27	13.26	16	11.47	22	11.63	24	10.01	25
明 和 町	237,329,060	26,593,657	11.21	26	9.34	27	8.15	29	7.11	29	7.54	29
大 台 町	46,981,676	10,251,734	21.82	8	16.51	12	12.54	19	16.04	15	23.10	5
玉 城 町	52,616,572	8,402,844	15.97	16	12.96	18	13.09	15	12.86	20	14.31	19
度 会 町	16,875,630	3,658,291	21.68	9	17.05	8	19.25	9	12.86	20	14.84	18
大 紀 町	20,112,229	5,594,296	27.82	2	9.75	24	8.19	28	30.56	1	31.42	1
南 伊 勢 町	101,166,687	17,781,461	17.58	15	9.40	25	11.91	20	19.38	10	18.14	11
紀 北 町	151,150,938	18,142,260	12.00	23	9.81	23	8.40	27	8.07	28	9.75	26
御 浜 町	73,391,040	16,748,962	22.82	5	14.64	13	16.31	12	16.55	12	15.98	16
紀 宝 町	89,320,071	7,430,284	8.32	28	27.82	2	23.68	2	10.52	25	8.71	27
市 町 平 均			13.94		12.95		13.86		15.33		14.35	

※保険料(税)に関する実態調査一平成22年度版一【国保連合会発行】より

## 収支差引額と繰入金・繰越金等の状況(県内全市町計)

(単位:百万円)

年度	形 式 収支差引額 (A)	同 左 赤 字 市 町 村	繰 越 金	基 金 等 繰 入 金	一般会計 繰 入 金	小 計 (B)	基 金 等 積 立 金・前年度繰 上充用金・公 債 費 (C)	单 年 度 収 支 差 引 額 A - B + C	同 左 赤 字 市 町 村
18	4,874	0	5,310	1,395	718	7,423	1,144	▲ 1,405	19
19	3,267	1	4,845	2,265	947	8,057	376	▲ 4,414	27
20	5,513	2	2,773	1,481	942	5,196	609	926	18
21	6,265	1	5,519	1,454	1,819	8,792	2,696	169	23

(注) 一般会計繰入金は、保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金等、財政安定化支援事業を除く。

※平成18年度から平成20年度までは各年度国保事業年報(確定値)より

※平成21年度は国保事業年報(確定見込値)より

## 平成21年度市町別収支決算状況表

(単位:円)

保険者名		形式収支差引額 (A)	一般会計・ 基金等繰入金 (B)	繰 越 金 (C)	基金等積立金 及び前年度繰上 充用金 (D)	単年度実質 収支差引額 A-(B+C)+D	基金等保有額
1 津 市	▲ 94,810,726	469,042,000	0	188,486,670	▲ 375,366,056	22,447,274	
2 四 日 市 市	1,832,924,871	590,895,294	1,643,634,943	1,351,337,704	949,732,338	1,560,531,116	
3 伊 势 市	558,084,117	19,370,000	173,650,197	26,434,034	391,497,954	785,112,552	
4 松 阪 市	315,425,147	31,806,000	450,298,541	14,286,942	▲ 152,392,452	111,959,090	
5 桑 名 市	646,309,421	0	339,973,832	59,482,688	365,818,277	180,747,177	
6 鈴 庭 市	4,613,104	511,041,054	0	52,155,702	▲ 454,272,248	12,700,288	
7 名 張 市	309,769,572	2,500,000	417,094,607	308,569,046	198,744,011	867,503,888	
8 尾 鶯 市	47,574,725	82,288,000	64,582,926	6,008,000	▲ 93,288,201	95,003,000	
9 亀 山 市	111,782,440	180,614,000	85,199,056	0	▲ 154,030,616	409,633	
10 鳥 羽 市	155,696,530	243,683,000	59,017,217	1,210,090	▲ 145,793,597	190,406,719	
11 熊 野 市	176,203,301	167,852,000	108,533,035	14,927,000	▲ 85,254,734	170,359,000	
12 い な べ 市	245,581,923	210,000,000	206,785,750	536,371	▲ 170,667,456	144,467,135	
13 志 摩 市	301,154,199	106,535,000	462,247,942	111,697,532	▲ 155,931,211	703,450,853	
14 伊 賀 市	627,818,609	2,462,791	554,893,663	348,484,285	418,946,440	1,173,019,554	
15 木 曾 岬 町	14,229,289	0	26,262,896	3,797,475	▲ 8,236,132	36,896,053	
16 東 員 町	127,968,338	100,000,000	95,618,830	30,737,354	▲ 36,913,138	103,103,798	
17 茚 野 町	155,147,071	208,000,000	52,786,552	2,685,646	▲ 102,953,835	3,312,896	
18 朝 日 町	22,465,793	0	44,453,011	875,349	▲ 21,111,869	38,870,349	
19 川 越 町	101,767,730	93,559,000	56,835,824	22,047,372	▲ 26,579,722	55,199,140	
20 多 気 町	68,148,619	20,000,000	60,577,049	114,592	▲ 12,313,838	32,852,509	
21 明 和 町	166,686,623	0	137,657,244	7,977,928	37,007,307	111,477,928	
22 大 台 町	10,275,066	0	29,415,080	7,233,000	▲ 11,907,014	75,451,000	
23 玉 城 町	28,241,587	50,000,000	5,640,119	12,140,758	▲ 15,257,774	1,049,911	
24 度 会 町	30,037,061	18,000,000	52,154,709	679,791	▲ 39,437,857	27,629,716	
25 大 紀 町	55,033,069	50,000,000	50,010,124	1,109,108	▲ 43,867,947	68,798,820	
26 南 伊 势 町	116,000,324	100,000,000	114,885,304	81,760,000	▲ 17,124,980	81,760,715	
27 紀 北 町	84,260,320	0	151,561,032	40,643,000	▲ 26,657,712	250,623,000	
28 御 浜 町	2,095,527	15,000,000	7,787,708	612,086	▲ 20,080,095	126,549,027	
29 紀 宝 町	44,524,481	0	67,559,584	60,076	▲ 22,975,027	12,286,857	
市 計	5,238,127,233	2,618,089,139	4,565,911,709	2,483,616,064	537,742,449	6,018,117,279	
町 計	1,026,880,898	654,559,000	953,205,066	212,473,535	▲ 368,409,633	1,025,861,719	
市 町 計	6,265,008,131	3,272,648,139	5,519,116,775	2,696,089,599	169,332,816	7,043,978,998	

(注)一般会計・基金等繰入金は、保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金等、財政安定化支援事業繰入金を除く。

## 平成22年度市町国保における保険料(税)に関する一般状況

	料・税	賦課方式	納付回数	コンビニ収納の実施	本算定の時期	暫定賦課	国保世帯数	国保被保数	全人口に対する国保被保険者の占める割合
津 市	(料)	3	9	○	7月1日	無	42,352	71,241	24.59
四 日 市 市	(料)	3	9	○	7月1日	無	42,401	74,510	23.74
伊 勢 市	(料)	3	10		6月1日	無	20,548	35,672	26.83
松 阪 市	(税)	3	10	○	6月1日	無	25,873	45,580	26.68
桑 名 市	(税)	4	9	○	7月1日	有	18,242	32,791	23.10
鈴 鹿 市	(税)	4	9		7月1日	有	2,572	47,385	23.34
名 張 市	(税)	3	9		7月1日	無	11,228	19,601	23.68
尾 鷲 市	(税)	4	10		6月1日	無	4,005	6,491	30.61
亀 山 市	(税)	4	9		7月5日	無	6,300	10,830	21.49
鳥 羽 市	(税)	4	8	○	6月1日	無	4,222	8,779	39.46
熊 野 市	(税)	4	9		7月1日	有	4,092	6,970	34.73
い な ベ 市	(料)	3	9		7月1日	無	5,914	10,698	22.93
志 摩 市	(税)	4	10		7月1日	有	11,394	21,163	36.57
伊 賀 市	(税)	4	10	○	8月1日	有	13,909	24,321	24.18
木 曾 岬 町	(料)	4	6		7月1日	有	1,051	2,165	31.39
東 員 町	(料)	4	9		7月1日	無	3,330	6,040	23.37
菰 野 町	(税)	4	9		7月1日	無	5,370	9,993	24.37
朝 日 町	(料)	4	6		7月1日	有	970	1,753	18.38
川 越 町	(税)	4	6		8月1日	有	1,688	3,157	22.51
多 気 町	(料)	4	12	○	7月1日	有	2,282	4,226	27.10
明 和 町	(税)	4	12		7月1日	有	3,487	6,405	27.54
大 台 町	(税)	4	10	○	6月1日	有	1,737	3,078	28.90
玉 城 町	(料)	4	12	○	7月1日	有	2,047	3,904	25.41
度 会 町	(税)	4	10	○	7月1日	有	1,334	2,538	28.12
大 紀 町	(税)	4	12		7月1日	有	1,966	3,421	33.17
南 伊 勢 町	(税)	4	12		7月1日	有	3,335	6,007	37.17
紀 北 町	(料)	4	12		7月1日	有	3,631	6,136	31.97
御 浜 町	(税)	4	6		8月1日	有	1,900	3,462	35.50
紀 宝 町	(税)	4	10		6月1日	有	2,411	4,193	34.03
市町合計(平均)	料:10 税:19	3: 6 4:23	9.4	10		18	249,591	482,510	25.49

※保険料(税)に関する実態調査－平成22年度版－【国保連合会発行】より

## 平成22年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【医療給付費分】

	料・税	賦 方	課 式	賦課 限度額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	47	48.97	—	36.13	14.90	6.40	—	25,500	17,500	
四 日 市 市	(料)	3	47	53.88	—	32.60	13.52	7.70	—	33,000	24,000	
伊 勢 市	(料)	3	50	50.18	—	34.88	14.94	9.86	—	31,589	24,772	
松 阪 市	(税)	3	47	48.14	—	35.67	16.19	6.90	—	25,000	20,000	
桑 名 市	(税)	4	47	38.48	10.15	33.24	18.13	6.00	30.00	30,600	30,000	
鈴 鹿 市	(税)	4	50	48.29	1.92	31.86	17.93	6.20	5.00	27,000	27,000	
名 張 市	(税)	3	47	50.45	—	31.82	17.73	7.12	—	23,900	23,000	
尾 鷲 市	(税)	4	50	41.87	9.80	27.62	20.71	5.40	30.00	16,000	21,000	
亀 山 市	(税)	4	47	50.32	5.68	30.80	13.20	5.80	15.00	27,600	21,600	
鳥 羽 市	(税)	4	47	47.03	5.92	31.87	15.18	5.20	19.00	21,000	21,000	
熊 野 市	(税)	4	50	40.80	12.53	27.16	19.51	5.00	42.00	14,800	19,200	
い な ベ 市	(料)	3	47	62.30	—	27.87	9.83	6.76	—	19,600	12,500	
志 摩 市	(税)	4	50	40.78	9.75	32.36	17.11	5.10	26.00	19,100	18,700	
伊 賀 市	(税)	4	50	43.37	5.75	34.35	16.53	6.70	18.00	25,000	22,000	
木 曾 岬 町	(料)	4	47	42.67	10.72	32.26	14.35	4.85	33.00	30,700	28,100	
東 員 町	(料)	4	47	40.00	10.00	35.00	15.00	4.66	35.33	27,300	21,700	
菰 野 町	(税)	4	47	46.30	7.53	30.73	15.44	5.14	19.30	24,800	23,200	
朝 日 町	(料)	4	47	30.00	20.00	30.00	20.00	3.40	52.97	28,600	34,600	
川 越 町	(税)	4	47	37.17	14.58	29.52	18.73	3.50	25.00	21,200	24,000	
多 気 町	(料)	4	50	39.90	9.56	33.64	16.90	5.34	24.00	24,000	22,000	
明 和 町	(税)	4	50	38.55	11.82	32.87	16.76	4.67	32.00	23,500	22,000	
大 台 町	(税)	4	50	38.01	11.20	33.50	17.29	4.20	27.00	19,000	17,400	
玉 城 町	(料)	4	50	43.32	9.75	32.33	14.60	6.87	32.00	29,000	24,600	
度 会 町	(税)	4	47	37.21	10.87	35.58	16.34	4.50	32.00	23,400	20,400	
大 紀 町	(税)	4	50	37.13	12.02	35.57	15.28	3.60	34.00	16,000	12,000	
南 伊 勢 町	(税)	4	50	38.60	10.49	35.21	15.70	6.50	60.00	25,500	20,500	
紀 北 町	(料)	4	47	38.00	14.00	33.00	15.00	4.96	57.80	20,800	16,800	
御 浜 町	(税)	4	50	34.81	15.11	30.29	19.79	4.70	46.00	16,800	20,000	
紀 宝 町	(税)	4	50	40.00	11.00	29.00	20.00	5.20	42.00	17,400	22,400	
市 町 合 計	料:10 税:19	3: 6 4:23										

※保険料(税)に関する実態調査－平成22年度版－【国保連合会発行】より

## 平成22年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【後期高齢者支援金分】

	料・税	賦 方	課 式	賦 課 限 度 額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	12	49.85	—	35.81	14.34	2.00	—	7,500	5,000	
四 日 市 市	(料)	3	12	50.83	—	34.86	14.31	1.40	—	6,800	4,900	
伊 勢 市	(料)	3	13	50.10	—	34.94	14.96	2.22	—	7,364	5,774	
松 阪 市	(税)	3	12	47.89	—	35.06	17.05	2.00	—	7,000	6,000	
桑 名 市	(税)	4	12	50.38	18.44	21.30	9.88	1.40	10.00	3,600	3,000	
鈴 鹿 市	(税)	4	13	58.37	3.93	24.13	13.57	2.20	3.00	6,000	6,000	
名 張 市	(税)	3	12	49.79	—	31.99	18.22	1.78	—	6,100	6,000	
尾 鷺 市	(税)	4	13	38.57	12.60	31.08	17.75	2.10	15.00	7,000	7,000	
亀 山 市	(税)	4	12	51.09	5.91	29.62	13.38	1.60	5.00	7,800	6,000	
鳥 羽 市	(税)	4	12	40.86	9.62	34.28	15.24	0.60	4.10	3,000	2,800	
熊 野 市	(税)	4	13	46.43	9.05	30.64	13.88	1.50	8.00	4,400	3,600	
い な ベ 市	(料)	3	12	63.76	—	26.92	9.32	2.45	—	6,700	4,200	
志 摩 市	(税)	4	13	39.85	8.55	36.48	15.12	1.75	8.00	7,300	5,600	
伊 賀 市	(税)	4	13	37.26	7.15	38.41	17.18	1.08	4.20	5,500	4,500	
木 曾 岬 町	(料)	4	12	42.12	10.64	32.66	14.58	1.14	7.80	7,400	6,800	
東 員 町	(料)	4	12	40.00	10.00	35.00	15.00	1.35	10.20	7,800	6,200	
菰 野 町	(税)	4	12	46.81	7.53	30.35	15.31	1.40	5.20	6,600	6,200	
朝 日 町	(料)	4	12	30.00	20.00	30.00	20.00	1.00	15.57	8,400	10,000	
川 越 町	(税)	4	12	40.96	11.48	33.37	14.19	1.40	7.15	8,700	6,600	
多 気 町	(料)	4	13	42.45	8.18	33.59	15.78	1.66	6.00	7,000	6,000	
明 和 町	(税)	4	13	39.17	11.28	34.52	15.03	1.25	8.05	6,500	5,200	
大 台 町	(税)	4	13	36.57	12.19	36.28	14.96	1.10	8.00	5,600	4,100	
玉 城 町	(料)	4	13	43.20	9.73	32.42	14.65	1.72	8.02	7,300	6,200	
度 会 町	(税)	4	12	38.89	9.83	35.50	15.78	1.30	8.00	6,400	5,400	
大 紀 町	(税)	4	13	36.27	9.66	37.17	16.90	2.00	16.00	5,000	9,000	
南 伊 勢 町	(税)	4	13	37.41	10.50	36.13	15.96	1.30	12.40	5,400	4,300	
紀 北 町	(料)	4	12	36.00	15.00	35.00	14.00	1.54	20.00	7,400	5,400	
御 浜 町	(税)	4	13	33.54	14.89	31.19	20.38	1.10	11.00	4,200	5,000	
紀 宝 町	(税)	4	13	37.00	13.00	31.00	19.00	1.40	14.00	5,400	6,000	
市 町 合 計	料:10 税:19	3: 6 4:23										

※保険料(税)に関する実態調査－平成22年度版－【国保連合会発行】より

## 平成22年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【介護納付金分】

	料・税	賦 方	課 式	賦 課 限 度 額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	10	46.67	—	36.42	16.91	1.80	—	8,800	5,000	
四 日 市 市	(料)	3	10	55.66	—	28.22	16.12	2.20	—	9,900	7,200	
伊 勢 市	(料)	3	10	49.90	—	35.10	15.00	2.07	—	8,247	4,501	
松 阪 市	(税)	3	10	47.93	—	36.42	15.65	1.70	—	8,000	4,400	
桑 名 市	(料)	4	10	34.75	12.34	34.55	18.36	1.40	10.00	9,600	6,600	
鈴 鹿 市	(税)	4	10	59.70	2.41	22.93	14.96	2.20	2.00	7,200	6,000	
名 張 市	(税)	3	10	44.41	—	37.72	17.87	1.70	—	7,700	4,500	
尾 鷲 市	(税)	4	10	35.84	10.62	31.05	22.49	0.84	6.60	4,200	3,800	
亀 山 市	(税)	4	10	50.00	5.06	30.64	14.30	1.20	3.00	6,000	4,200	
鳥 羽 市	(税)	4	9	42.41	8.33	32.36	16.90	0.80	5.00	5,400	4,000	
熊 野 市	(税)	4	10	39.31	7.44	32.11	21.14	1.40	8.00	6,600	5,400	
い な ベ 市	(料)	3	10	62.44	—	28.31	9.25	1.61	—	5,900	2,500	
志 摩 市	(税)	4	10	37.05	9.78	37.55	15.62	1.30	8.50	8,200	4,500	
伊 賀 市	(税)	4	10	43.92	3.70	34.54	17.84	1.50	3.00	7,000	4,500	
木 曾 岬 町	(料)	4	10	40.02	10.62	34.71	14.65	0.85	7.60	8,800	5,300	
東 員 町	(料)	4	10	40.00	10.00	35.00	15.00	1.23	10.58	8,300	4,700	
菰 野 町	(税)	4	10	46.26	4.07	31.70	17.97	1.34	3.10	8,200	6,100	
朝 日 町	(料)	4	10	30.00	20.00	30.00	20.00	0.88	20.20	10,000	8,400	
川 越 町	(税)	4	10	25.17	11.89	43.36	19.58	0.35	3.59	5,900	3,400	
多 気 町	(料)	4	10	38.62	8.06	34.83	18.49	1.30	6.00	8,000	5,500	
明 和 町	(税)	4	10	37.92	11.39	34.60	16.09	1.00	7.90	7,000	4,300	
大 台 町	(税)	4	10	37.16	9.93	34.28	18.63	0.85	5.40	5,400	3,800	
玉 城 町	(料)	4	10	43.56	9.85	32.53	14.06	1.49	7.85	8,300	4,700	
度 会 町	(税)	4	10	37.46	10.43	35.80	16.31	1.10	9.00	8,100	4,800	
大 紀 町	(税)	4	10	42.22	11.57	22.75	23.46	1.00	9.00	6,500	3,800	
南 伊 勢 町	(税)	4	10	35.74	10.52	36.39	17.35	0.86	10.00	5,400	3,300	
紀 北 町	(料)	4	10	45.00	10.00	31.00	14.00	2.22	18.30	10,280	5,670	
御 浜 町	(税)	4	10	35.79	12.75	31.59	19.87	1.20	10.50	6,000	5,000	
紀 宝 町	(税)	4	9	32.00	10.00	35.00	23.00	1.28	12.00	7,400	6,200	
市 町 合 計	料:10 税:19	3: 6 4:23										

※保険料(税)に関する実態調査－平成22年度版－【国保連合会発行】より

三重県市町国保広域化等連携会議設置要領

(設置の目的)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき都道府県が定めることができる広域化等支援方針（以下「広域化支援方針」という。）に関し、関係者の意見を調整するため三重県市町国保広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域化等支援方針の策定、検討及び意見調整に関すること
- (2) 広域化を推進するための具体的な施策の検討及び意見調整に関すること
- (3) その他広域化の推進に関すること

(連携会議の構成)

第3条 連携会議は市町の国民健康保険担当課長8名程度、国保連合会事務局長及び県社会福祉室長により構成する。なお、県社会福祉室長は必要に応じて医療担当、健康担当、介護担当、薬事担当などの関係室の室長を構成員とすることができるものとする。

2 前項の市町の国民健康保険担当課長の選定にあたっては、地域及び規模のバランスを考慮し別途定めるものとする。

(連携会議の運営)

第4条 連携会議は、県社会福祉室長が必要に応じて招集し、その議事を進める。

2 県社会福祉室長が必要と認めるときは、構成員以外の者に連携会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第5条 第2条に規定する所掌事項の調査、研究等のため、連携会議に作業部会を設置する。

2 作業部会は連携会議の構成員が所属する市町の国民健康保険担当課（室）職員、国保連合会職員及び県社会福祉室国民健康保険グループ職員等により構成する。

3 作業部会は、県社会福祉室国民健康保険グループ副室長が必要に応じて招集し、議事を進める。

4 県社会福祉室国民健康保険グループ副室長が必要と認めるときは、第2項に定める者以外の者に作業部会への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は県社会福祉室に設置する。

附 則

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

### 支援方針の策定までの経過

- 1 平成22年7月2日：国保担当主管課長等関係者会議の開催
- 2 平成22年7月14日：三重県市町国保広域化等連携会議設置要領の施行
- 3 平成22年7月30日：作業部会の開催（第1回）
- 4 平成22年8月26日：作業部会の開催（第2回）
- 5 平成22年9月27日：作業部会の開催（第3回）
- 6 平成22年10月27日：作業部会の開催（第4回）
- 7 平成22年11月30日：三重県市町国保広域化等連携会議の開催
- 8 平成22年12月8日：市町への意見照会の実施